

行政常任委員会

令和 6 年 3 月 1 1 日（月）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。連日、御苦労さんでございます。

世界中を震撼させた東日本大震災から 13 年、犠牲になられた方々の御冥福を皆様と共に心よりお祈りをいたしたいと思えます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今日は、福祉と環境、早ければ農林水産まで行きたいと思うんですけども、恐らく前回の時間配分で行きますと、もう環境で 3 時ぐらいになるのじゃないかなというように予定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、市長のほうから御挨拶は、よろしいですか。

では、福祉保健課の付託案件は、条例 1 件と補正予算と当初予算、それに高齢者計画等 2 本となっておりますので、それでは、議案第 27 号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 おはようございます。福祉保健課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 27 号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、議案第 27 号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書、追加分の 1 ページを御覧ください。通知いたします。

本条例は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の規定に基づき、国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則が一部改正されることに伴い条例の一部を改正するもので、改正内容は、次の 2 点でございます。

1 点目は、認定こども園や保育所に係る運営規定の概要などの重要事項の掲示について、現行の施設内への書面等での掲示に加えて、令和 6 年 4 月 1 日からインタ

ーネット上にも掲示することを義務づけるものでございます。

もう一点は、原則として、これまで書面でやり取りされている保育に係る手続、入園時の手続や保育料の通知等に関しまして、教育・保育施設等の運営主体と園児の保護者双方の合意があればスマートフォンなどを活用したオンライン手続を可能とするなど、手続のデジタル化に係る利便性を高めるための改正でございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長　以上が議案第27号の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長　ただいまの説明で御質疑。

○濱中委員　これから義務づけられる部分なんですけれども、これまではされてなくて、これから尾鷲市の場合はするということですのでよろしいですか。これまでもされていきましたか。

○世古福祉保健課参事　これまで、義務づけされる部分は、これまではされておりました。書面等で各室に掲示されております。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、引き続きまして、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　それでは、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の16、17ページを御覧ください。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金211万円の減額のうち、2節障害者福祉費負担金410万円の増額は、地域支援センター他町負担金410万円の増額でございます。

こちらにつきましては、紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料の紀北町負担分でございますが、歳出との関連がありますので、後ほど御説明いたします。

4節児童福祉費負担金621万円の減額は、保育所入所保護者負担金（現年度分）621万円の減額で、対象者数実績見込みによるものでございます。

2目衛生費負担金1万6,000円の減額は、1節保健費負担金1万6,000円

の減額で、各種がん検診自己負担金1万6,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,376万3,000円の減額は、2節児童福祉費負担金1,443万8,000円の減額のうち、子どものための教育・保育給付交付金25万8,000円の増額は、国、県、市、保護者で負担する保育に係る費用のうち、保護者負担額が見込みより減少したことに伴い総体的に増加した国庫負担金の増額で、児童手当交付金1,032万5,000円の減額及び児童扶養手当負担金437万1,000円の減額は、対象者数実績見込みによるものでございます。

次に、2目衛生費国庫負担金1,133万1,000円の減額は、1節保健費負担金1,133万1,000円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,133万1,000円の減額は、接種に係る費用の実績見込みによるものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金653万4,000円の減額は、2節児童福祉費補助金578万4,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金455万円の減額は、子育て世帯生活支援特別給付金の実績見込みによるものでございます。

出産・子育て応援補助金123万4,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

3節生活保護費補助金75万円の減額は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金75万円の減額で、補助率改定による減額でございます。

3目衛生費国庫補助金25万9,000円の減額は、1節保健費補助金25万9,000円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金25万9,000円の減額は、接種に係る費用の実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金36万4,000円の減額のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費負担金13万6,000円の減額で、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金91万6,000円の増額は、国、県、市、保護者で負担する保育に係る費用のうち、保護者負担額が見込みより減少したことに伴い総体的に増加した県負担金の増額で、児童手当県負担金105万2,000円の減額は、対象者数の実績見込みによる減額でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金74万8,000円の減額は、2節児

童福祉費補助金 74万8,000円の減額で、施設型給付費・地域型保育給付費補助金 21万円の減額及び出産・子育て応援県補助金 30万9,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

みえ子ども・子育て応援総合補助金 22万9,000円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。

次ページ、20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入 127万3,000円の減額は、1節地域支援事業受託事業収入 127万3,000円の減額で、国から広域連合への交付金の上限額による減額に伴い、本市への受託事業収入が減額されたことによる減額でございます。

次に、歳出でございます。

26、27ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目自立支援給付事業 888万1,000円の増額は、細目自立支援給付事業一般事務費 887万6,000円の増額で、紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料 192万6,000円の増額及び過年度業務委託に係る未払消費税分補助金 695万円の増額は、昨年10月25日の当委員会で御報告した件でございますが、改めて御説明いたします。

障がい者に対する日常生活上の相談支援を行う事業を本市と紀北町で尾鷲市社会福祉協議会に委託しています。

社会福祉法に定める社会福祉事業は、非課税事業として取り扱うことができますが、社会福祉事業には非課税として取扱いがある他の相談支援事業もあり、法改正も相まって、これら事業と同様の非課税の相談支援事業と認識していたことから、これまで非課税として取扱いを行っていました。

ところが、昨年7月に、この事業は課税である旨、一部報道があり、このことから、同年10月に厚生労働省は国税庁と協議の上、各都道府県、市町村に対し、障がい者相談支援事業の税法上の扱いについて課税である旨通知を行いました。このことから、課税事業者である尾鷲市社会福祉協議会は、修正申告を行いました。

この件については、本市、紀北町、社会福祉協議会、いずれも非課税であるとの認識であったこと、また、本来負担すべきものであったことから、修正申告に係る消費税については本市としても負担すべきと考え、修正申告に係る納税額が確定した段階で補正予算計上させていただく旨、御報告させていただいておりました。

今回、社会福祉協議会が平成30年度から令和4年度分の修正申告を行い額が確

定したことから、補正予算計上いたしました。今年度分といたしましては192万6,000円、平成30年度から令和4年度分が695万円となります。このうち、紀北町分が、歳入で御説明した410万円となります。

次に、細目地域生活支援事業費5,000円の増額は、社会参加促進事業委託料5,000円の増額で、内容としましては、障がい者の社会参加を促進する事業で、スポレク祭や視覚障がい者の生活訓練等を実施しております。こちらにつきましても、先ほどの相談支援事業同様、非課税扱いであったため、消費税分を増額するものでございます。

次に、4目老人福祉費342万3,000円の減額は、細目老人福祉一般事務費121万円の減額で、工事請負費121万円の減額は、養護老人ホーム聖光園の空調設備改修工事及び輪内高齢者サービスセンター空調設備改修工事の事業費確定に伴う減額でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業221万3,000円の減額は、養護老人ホーム聖光園指定管理料221万3,000円の減額で、入所者の実績見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

2項児童福祉費の1目児童福祉総務費、2目児童措置費につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 説明いたします。

1目児童福祉総務費43万4,000円の減額は、細目多子世帯支援事業に係る19節扶助費43万4,000円の減額で、多子世帯支援給付費に係る実績見込みによる減額でございます。

2目児童措置費1,886万6,000円の減額は、細目保育所等事業に係る19節扶助費193万6,000円の減額は、実績見込みによる保育所等運営費（施設型給付費）の減額でございます。

細目児童手当給付事業に係る19節扶助費1,243万円の減額は、実績見込みによる児童手当の減額でございます。

細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る18節負担金、補助及び交付金265万円の減額は、実績見込みによる子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の減額でございます。

細目出産・子育て応援給付金事業に係る18節負担金、補助及び交付金185万円の減額は、実績見込みによる出産・子育て応援給付金の減額でございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次に、3目母子父子福祉費1,501万3,000円の減額は、細目児童扶養手当給付事業1,311万3,000円の減額で、扶助費の児童扶養手当1,311万3,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業190万円の減額は、補助金の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）190万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

次ページ、30、31ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費2,677万7,000円の減額は、細目予防接種事業1,518万7,000円の減額で、定期予防接種委託料1,518万7,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、細目感染症予防対策事業1,159万円の減額は、コロナワクチン接種に係る事業費で、コロナワクチン接種の実績見込みによる減額でございます。

主なものとしましては、役務費の通信運搬費114万8,000円の減額及び委託料のうち、予防接種委託料979万4,000円の減額は、コロナワクチン接種者数の実績見込みによるものでございます。

3目保健事業普及費310万3,000円の減額は、細目健康増進事業63万8,000円の減額で、健康づくり健診委託料63万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

細目母子保健事業246万5,000円の減額は、妊婦・産婦健康診査等委託料238万2,000円の減額及び乳幼児健康診査等委託料33万7,000円の減額、いずれも実績見込みによるものでございます。

償還金、利子及び割引料25万4,000円の増額は、母子保健衛生費国庫補助金の前年度精算金25万4,000円でございます。

次に、8ページを御覧ください。通知いたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

4款衛生費、1項保健費、事業名、感染症予防対策事業35万円の追加は、今年度中に本市の住民が他市町でコロナワクチン接種を行った接種費用については本市が負担することから、接種に係る費用35万円を繰越しするものでございます。

以上が令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の予算説明でございます。

よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 議案第16号の説明は以上でございます。

質疑の前に、ちょっと私の1点報告が遅れていました。

本日の欠席者は、病気のため村田幸隆委員と、同じく病気のため内山左和子委員でございます。大変失礼しました。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 議案第16号の補正予算(第9号)の質疑がないようでありますので、引き続きまして、議案第11号、令和6年度尾鷲市の当初予算の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の20、21ページを御覧ください。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金5,264万6,000円は、1節社会福祉費負担金6万6,000円で、紀北圏域内の福祉有償運送に係る協議会の運営に対する紀北町からの負担金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、2節障害者福祉費負担金1,286万5,000円で、地域支援センター他町負担金1,112万7,000円は、紀北地域障がい者相談支援センターの運営に対する紀北町からの負担金でございます。

療育教室事業他町負担金173万8,000円は、療育教室事業運営委託に伴う紀北町からの負担金でございます。

3節老人福祉費負担金1,782万円は、尾鷲市養護老人ホーム聖光園の入所者負担金1,723万9,000円と、生活管理指導短期宿泊事業、ショートステイの利用者負担金58万1,000円でございます。

4節児童福祉費負担金2,189万5,000円は、保育所入所保護者負担金等が主なもので、子育て世帯訪問支援事業利用者負担金1,000円は、後ほど歳出の説明の際に御説明いたしますが、新規事業、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担金でございます。

次に、2目衛生費負担金328万2,000円は、1節保健費負担金328万2,000円で、救急医療体制強化事業他町負担金として紀北町からの負担金150万3,000円、各種がん検診自己負担金167万5,000円等でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料14万7,000

円は、1節社会福祉使用料14万7,000円で、福祉保健センター使用料12万円等でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8億5,543万7,000円は、1節社会福祉費負担金2億7,061万8,000円のうち、福祉保健課分は、2行目の特別障害者手当等給付費負担金から生活困窮者自立支援事業等国庫負担金までで、障がい者や障がい児及び生活困窮者に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億4,125万4,000円は、保育所や認定こども園運営費に係る子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金、児童扶養手当負担金等でございます。

3節生活保護費負担金2億4,356万5,000円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する国庫負担金でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金83万3,000円、1節保健費負担金83万3,000円は、未熟児養育医療費等国庫負担金20万円、新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付費負担金63万3,000円でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金4,885万7,000円、1節社会福祉費補助金655万9,000円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

2節児童福祉費補助金3,723万2,000円は、母子家庭等対策総合支援事業補助金445万6,000円、子ども・子育て支援交付金1,005万1,000円、地域少子化対策重点推進交付金160万円、出産・子育て応援補助金404万円及び、後ほど歳出でも御説明いたしますが、賀田小学校内に整備する保育所施設整備に係る就学前教育・保育施設整備交付金1,708万5,000円でございます。

3節生活保護費補助金506万6,000円は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金462万7,000円等でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金516万7,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金103万5,000円で、母子保健衛生費国庫補助金52万8,000円、風しん抗体検査補助金37万円等でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3項委託金、2目民生費委託金356万6,000円のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費委託金9万6,000円で、特別児童扶養手当事務取扱交付

金 9 万 6,000 円でございます。

次に、15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金 3 億 8,284 万 2,000 円のうち、福祉保健課分は、1 節社会福祉費負担金 2 億 5,965 万 6,000 円のうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金 1 億 1,709 万 2,000 円、行旅病人及び死亡人取扱費負担金 36 万 6,000 円及び三重県障害児通所給付費等負担金 197 万 4,000 円でございます。

2 節児童福祉費負担金 1 億 1,445 万 3,000 円は、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金 8,998 万 4,000 円、児童手当県負担金 2,333 万 4,000 円等でございます。

3 節生活保護費負担金 873 万 3,000 円は、生活保護法第 73 条による負担金でございます。

次に、3 目衛生費県負担金 10 万円は 1 節保健費負担金 10 万円で、養育医療給付事業等負担金 10 万円でございます。

次ページ、30、31 ページを御覧ください。

2 項県補助金、2 目民生費県補助金は、9,717 万 4,000 円で、1 節社会福祉費補助金 4,993 万 1,000 円は、心身障害者医療費補助金 3,250 万 2,000 円、三重県障害者自立支援給付費等補助金 327 万 9,000 円、子ども医療費補助金 1,364 万 4,000 円等でございます。

2 節児童福祉費補助金 4,345 万 6,000 円は、一人親家庭等医療費補助金 556 万 2,000 円、地域子ども・子育て支援事業費補助金 920 万 3,000 円、施設型給付費・地域型保育給付費補助金 268 万 2,000 円、出産・子育て応援県補助金 101 万 9,000 円で、みえ子ども・子育て応援総合補助金 2,400 万円のうち、福祉保健課分は、小規模保育施設整備として 622 万円でございます。

3 節地方改善事業費補助金 378 万 7,000 円は、隣保館運営費補助金でございます。

次に、3 目衛生費県補助金 565 万 5,000 円のうち、福祉保健課分は、1 節保健費補助金 156 万円で、県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金 23 万 5,000 円、健康増進事業補助金 113 万 6,000 円、自殺対策緊急強化事業補助金 18 万 9,000 円でございます。

次に、36、37 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入 330 万 3,000 円のうち、福祉保健課分は、1 節災害援護資金貸付金返還金 15 万 8,000 円で、

平成23年度に発生した水害に対する貸付金の返還金でございます。

次に、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入5,662万1,000円、1節地域支援事業受託事業収入5,662万1,000円は、紀北広域連合から介護予防を中心とした地域支援事業をはじめとする地域包括ケアシステムの推進に係る受託事業収入でございます。

次に、5項雑入、1目雑入7,867万4,000円のうち、福祉保健課分は、次ページを御覧ください、3節民生費雑入52万4,000円で、生活保護法第63条による返還金（現年度分）50万円等でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

84、85ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度の予算額は8億8,139万8,000円で、対前年度比4,636万6,000円の増額でございます。

財源内訳は、国庫支出金が7,599万4,000円で、そのうち、福祉保健課分は196万6,000円で、地域少子化対策重点推進交付金等でございます。

その他特定財源2,873万2,000円は、ふるさと応援基金繰入金等で、一般財源は7億7,667万2,000円でございます。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

細目社会福祉一般総務費は6億3,403万7,000円でございます。

次ページを御覧ください。

主なものといたしましては、需用費1,134万4,000円は、福祉保健センターの光熱水費892万8,000円等でございます。

委託料676万6,000円の主なものといたしましては、成年後見支援センター事業業務委託料54万6,000円のほか、福祉保健センターの管理に伴う各種委託料でございます。

負担金、補助及び交付金6億1,001万8,000円は、負担金では、次ページを御覧ください、紀北広域連合負担金が5億5,242万8,000円、補助金では、社会福祉協議会運営助成金5,390万円、結婚新生活支援事業補助金240万円が主なものでございます。

次に、細目戦没者遺族等援護事業88万2,000円は、尾鷲市戦没者追悼式に係る費用でございます。

次に、2目障害者福祉費、本年度予算額は8,176万7,000円で、対前年度比320万8,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が4,033万8,000円、地方債は、心身障害者医療費助成事業債が500万円、その他特定財源が773万8,000円は、紀北町からの事業委託に係る負担金が173万8,000円、ふるさと応援基金繰入金が600万円で、一般財源は2,869万1,000円でございます。

細目障がい者福祉一般事務費は20万5,000円で、障がい者福祉に係る事務費等でございます。

細目特別障害者手当等給付費は1,045万2,000円で、扶助費、特別障害者手当等給付費1,044万9,000円は、特別障害者手当28名分、障害児福祉手当8名分を見込んでおります。

次に、細目医療給付費6,551万円は、扶助費、心身医療費助成金6,500万4,000円が主なものでございます。

次に、細目在宅援護事業は560万円で、委託料542万2,000円のうち、療育教室事業運営委託料521万6,000円は、紀北町と共に尾鷲市社会福祉協議会に療育教室事業の運営を委託するものでございます。

次ページ、90、91ページを御覧ください。

次に、3目自立支援給付事業、本年度予算額は5億1,237万3,000円で、対前年度比4,710万円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金が3億6,703万6,000円、その他特定財源が1,112万7,000円は、紀北町からの地域支援センター負担金で、一般財源は1億3,421万円でございます。

細目自立支援給付事業一般事務費は2,581万3,000円で、主なものといたしましては、委託料の紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料2,351万1,000円は、紀北町と共に、障がいのある方を対象に、相談等の各種支援を尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、細目介護給付・訓練給付費は4億7,629万1,000円で、扶助費4億7,626万7,000円が主なもので、障がいのある方が安心して暮らせる19種のサービスを提供するものでございます。

次ページ、92、93ページを御覧ください。

次に、細目地域生活支援事業費は1,026万9,000円で、主なものといたしましては、委託料385万1,000円は、移動支援事業委託料をはじめ、日中一

時支援事業などを尾鷲市社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。

扶助費509万9,000円は、ストマ用装具など、日常生活用具給付事業費が主なものでございます。

次に、4目老人福祉費、本年度予算額は1億1,929万6,000円で、対前年度比648万5,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が626万8,000円、その他特定財源1,782万円は、老人ホーム入所者負担金が1,723万9,000円等で、一般財源は9,520万8,000円でございます。

細目老人福祉一般事務費は912万6,000円で、主なものとしましては、工事請負費710万6,000円は、養護老人ホーム聖光園2階北側廊下部分の空調設備改修工事費でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業は1億206万3,000円で、主なものとしたしましては、委託料9,962万5,000円は、養護老人ホーム聖光園の指定管理料でございます。

扶助費239万8,000円は、老人福祉施設入所者措置費でございます。

次に、細目在宅援護事業は810万7,000円で、主なものとしたしましては、負担金、補助及び交付金430万9,000円は、尾鷲市老人クラブ連合会助成金146万2,000円、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金284万7,000円でございます。

扶助費364万8,000円は、次ページを御覧ください、介護用品給付費364万8,000円で、要介護4及び5と認定されている在宅の高齢者を介護している方70名に対し介護用品券を支給することで在宅介護を支援するものでございます。

次に、6目子ども医療費、本年度予算額は4,339万8,000円で、対前年度比693万3,000の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金として、子ども医療費県補助金が1,364万4,000円、地方債は、子ども医療費助成事業債が300万円、その他特定財源は、ふるさと応援基金繰入金1,382万2,000円、一般財源は1,293万2,000円でございます。

細目子ども医療費助成事業は4,339万8,000円で、主なものとしたしましては、扶助費の子ども医療費助成金4,300万6,000円で、高等学校を卒業するまでの医療費助成金でございます。

次に、7目介護保険費、本年度予算額は5,696万4,000円で、対前年度比595万3,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源5,662万1,000円のうち、福祉保健課分については、5,236万9,000円が紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入で、一般財源は34万3,000円でございます。

細目地域支援事業（総合事業）は2,379万4,000円で、主なものといたしましては、委託料1,981万9,000円は、一般介護予防事業を天使の家などの事業所に委託するものでございます。

次ページ、96、97ページを御覧ください。

補助金30万円は、高齢者が主体となって介護予防や健康づくり等を目的とした活動を行う団体に対し活動を支援する観点から、介護予防自主活動組織支援補助金30万円を1団体3万円、10団体に支給するものでございます。

細目地域支援事業（任意）は826万円で、主なものといたしましては、委託料722万3,000円のうち、食の自立支援事業委託料が280万8,000円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスでございます。

緊急通報システム管理委託料428万1,000円は、138台分の貸与を見込んでおります。

次に、細目地域支援事業（包括）は2,031万5,000円で、地域包括ケアシステムの推進に係る事業として、地域ケア会議推進事業委託料、認知症総合支援事業委託料、生活支援体制整備事業委託料の三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会へ委託するものでございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費、本年度予算額は1,242万7,000円で、対前年度比55万5,000円の増額でございます。

財源内訳は、国庫支出金が901万2,000円、一般財源が341万5,000円でございます。

細目生活困窮者自立支援事業費は1,242万7,000円で、主なものといたしましては、委託料1,222万6,000円は、生活困窮者自立支援事業委託料1,222万6,000円で、自立相談支援など、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次ページ、98、99ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費及び2目児童措置費につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事　それでは、説明いたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額は1億2,694万6,000円で、対前年度比7,104万8,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金3,305万1,000円は、賀田小学校内への保育施設整備に係る就学前教育・保育施設整備交付金が1,708万5,000円、みえ子ども・子育て応援総合補助金が622万円、また、放課後児童クラブ運営に係る補助金、子ども・子育て支援交付金等が974万6,000円でございます。

地方債は、同じく、保育施設整備に係る保育所施設整備事業債1,540万円、その他特定財源1,220万5,000円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は6,629万円でございます。

細目児童福祉一般総務費は524万1,000円で、主なものといたしまして、委託料385万円は、令和7年度からの5か年計画である新たな子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の策定に係る委託料でございます。

負担金、補助及び交付金の負担金10万5,000円のうち、南輪内保育園派遣職員負担金7万円は、派遣先で加入する労災保険料相当の負担金でございます。

補助金60万円は、子供や子育て世帯の居場所や食や生活必需品の提供等を行う団体に対し活動支援を行うための子育て団体活動支援事業補助金60万円でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業は1,600万6,000円で、委託料、放課後児童クラブ運営委託料1,534万6,000円は、尾鷲小学校内において、わんぱくクラブを尾鷲民生児童協会に、福祉保健センターにおいて、くれよんをNPO法人あいあいそれぞれ委託するものでございます。

次ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金の補助金66万円は、引き続き放課後児童クラブの支援員等の処遇改善を目的に、収入3%程度引上げを行う放課後児童支援員等処遇改善事業補助金66万円でございます。

次に、細目ファミリーサポートセンター事業は45万4,000円で、主なものといたしましては、報償費の託児謝礼3万6,000円は、参加者が互いに顔が見える関係を構築し親睦を深めることで、制度利用の促進や援助会員の拡大を図るために開催する援助会員、依頼会員及び制度に興味のある方々を対象とした交流会を開催する際の託児謝礼でございます。

負担金、補助及び交付金33万4,000円は、利用料の半額を補助するための

ファミリーサポートセンター利用料補助金でございます。

次に、細目保育所施設整備事業、予算額4,486万1,000円につきましては、主要施策の予算概要及び委員会資料において説明いたします。

令和6年度主要施策の予算概要26ページを御覧ください。通知いたします。

本事業の目的は、輪内地区を中心とした就学前児童を受け入れる小規模保育施設を賀田小学校内に整備することで、令和7年度以降の当該地域の就学前児童に対する教育・保育環境を保障するものでございます。

予算額4,486万1,000円の財源内訳は、国庫支出金、就学前教育・保育施設整備交付金が1,708万5,000円、県支出金、みえ子ども・子育て応援総合補助金が622万円、地方債、保育所施設整備事業債が1,540万円、その他特定財源のふるさと応援基金繰入金が100万円で、一般財源は515万6,000円でございますが、さらに、森林環境譲与税409万円が充当される見込みでございます。

また、保育所施設整備事業債には過疎債の活用を見込んでおります。

需用費160万3,000円は、保育施設開設に必要な消耗品一式に係る費用で、乳児用匍匐スペース確保に係るマットの購入、防災用具一式、電化製品、給食用食器及び用具、保育用品、教材、玩具等一式に係るものでございます。

役務費35万5,000円は、主にはケーブルテレビ及び電話等回線引込手数料で、委託料119万8,000円は、職員室で使用するパソコン整備、データ保管、LAN環境整備等に係る保育施設ネットワーク環境整備委託料でございます。

備品購入費338万1,000円は、保育施設開設に必要な備品一式に係る費用で、森林環境譲与税充当による尾鷲ヒノキ製テーブル及び椅子の整備をはじめ、園児用ロッカー、園児用ベッド、避難兼用お散歩カーなど、園児に係るもの、キッチンゴン、冷蔵庫、洗濯機、救護用ベッド、防災カーテン及びカーテンレール、個人情報保護鍵つき保管金庫等、管理運営上必要となる備品等一式に係るものでございます。

なお、消耗品及び備品につきましては、教育委員会協力の下、事前に旧尾鷲幼稚園に保管されている玩具や備品等のうち、危険性がなく耐久性や衛生上も問題ない使用可能なものを確認し、所管替えによりそれらを有効活用いたします。

また、民生事業協会様にも、南輪内保育園閉園の折、他の保育園で活用する予定にないものなど、お譲りいただけないか相談したところ、快く了承を得ておりますので、状況に応じてできる限り費用の圧縮を図りたいと考えております。

工事請負費 3,832万4,000円は、保育施設整備及び学校入り口部分の車両転回スペースなど、学校施設の一部改修に伴う工事費であり、国県支出金、地方債、森林環境譲与税の充当などを見込み、最終的な市の負担額は、保育所施設整備事業債の3割相当462万円と見込んでおります。

委員会資料の資料1、南輪内保育園の市営化についてを御覧ください。通知いたします。

資料の1ページにつきましては、これまで当委員会で説明いたしました南輪内保育園の市営化判断の概要についてまとめたものでございます。

資料左側の(1)南輪内保育園に係る市直営化の判断については、市直営化判断に至った概要が、右側の(2)市直営化に向けた保育の実施に係る方針については、今後の保育の方針等をまとめております。

2ページを御覧ください。

こちらは……。

○南委員長　　ちょっと説明してもらったほうが、もっと、ええんやないかいな。

○世古福祉保健課参事　　では、すみません、資料1ページの(1)です。

こちら、まず、(1)の1.経緯等についてですけれども、こちらは、南輪内保育園が平成15年度以降、園児数が定員に満たない不安定な状況が続いておりまして、平成24年度以降は、毎年、数百万の赤字が生じておりました。

市と民生事業協会では、輪内地区における未就学児の教育・保育環境の存続について協議を続けてきましたが、今年度当初におきまして園児数が9人になるなど、状況が厳しくなったことから、今後、教育・保育環境の維持には市直営化が必要との判断に至りました。

市直営化を行う理由等につきましては、2.に挙げた3点がございます。

まず、地域にほかに代替施設がない中で、市として地域に保育園、小学校、中学校までを一貫とした保育・教育環境の維持が必要であると判断したこと。

また、市全体での少子化が進行する中で、地域に保育環境を維持するには公立化が必要であり、これ以上放置せずに改善を図る必要があると判断したこと。

3点目につきましては、地域に保育環境がなくなると若い世代の流出が加速し、学校や集落の存続に影響する、こういったところから、市直営化が必要と判断いたしました。

次の右側の(2)市直営化に向けた保育の実施に係る方針についてでございますが、こちらにも3点ございます。

まず、①としましては、令和7年度から、賀田小学校内で保育を実施するという
こと。

②としましては、1～3号の認定こどもを受け入れられる小規模保育施設を運営
するということ。

また、③としましては、令和7年度に向けて令和6年度に市から保育従事者3名
を派遣するということでございます。

こうした検討の中では、次の点を重視いたしました。

必要な保育の確保と教育・保育の連携、保育の充実を図るということ。また、園
児や保護者の負担や不安のない形でのスムーズな移行を行うということ。そして、
効果的・効率的な運営により、施設の持続可能性を高めること。さらに、加えまし
て、保護者、各区長、子ども子育て会議委員等の意見を参考としまして、中でも、
災害リスクの軽減についての意見を最大限に尊重いたしました。

1. 小学校内で保育を実施する利点・効果等についてでございますが、大きく4
点ございます。

まず、災害リスクの軽減が図れるということ。現在のところよりも高台に存在す
るということでございます。

2点目、保育・教育の連携・交流による保育の充実が図れるということ。

3点目につきましては、保育園と小学校が一体となり、地域との連携・交流も強
化される効果が望めるということ。

さらに、4点目としまして、学校側が新入学児童の様子を前もって理解する機会
がもてるということ。

こういった効果があると判断いたしました。

2. 小規模保育施設の運営についてにつきましては、十分に地域の未就学児を受
け入れられると判断できるということで、定員19名ということで、現在、検討し
ております。

すみません。

それでは、次に、2ページを御覧ください。

こちらは、参考としまして、九鬼・早田・輪内地区における、これまでの未就学
児に係る教育・保育施設の変遷をまとめております。

○南委員長　これはいいですね。

○世古福祉保健課参事　よろしいですか。

では、続きまして、3ページを御覧ください。

こちらは、1月の委員会でお示しいたしました賀田小学校の1階部分における施設整備箇所が分かる図面でございます。

資料の右側、家庭科室を中心として、隣接する、図面上で行きますと、資料室（B）及び和室部分を改修いたします。

続きまして、4ページを御覧ください。

今回、整備予定の施設平面図でございます。

本体である賀田小学校は、耐震化されている鉄筋コンクリート造であり、施設基準や建築基準等を満たしつつ、限られた空間の中で必要な保育を確保し、人数の変動にも柔軟に対応できる施設といたしました。

床や壁面で可能な部分については、尾鷲ヒノキ等で木質化することを想定しています。

図面の左側、職員室につきましては、資料室（B）と和室間にある壁を除去する形で整備を行います。

カウンターの上部にある入り口部分に接続する廊下につきましては、賀田小学校玄関から接続する廊下であり、平時は玄関を小学校と共有できることとなっております。

図面中心部分の幼児室につきましては、3から5歳児の保育を行う場として、また、年齢ごとのコーナーを設けることが可能となるよう十分な広さを確保し、家庭科室を区切る形で整備いたします。

幼児室下部にある昇降口は、直接外部に出られる非常口を兼ねており、学校が休みとなる土曜日や夏休みなどは、出入口とすることができます。

図面の右側上部は、乳幼児用トイレ及び汚物処理に必要なスペース等でございます。

なお、職員は学校のトイレを共用いたします。

右下部分は、乳児室、ほふく室であり、子供の数が少ない中で限られた空間を有効活用するため、他の小規模保育施設の運用事例を参考として、乳児の人数に応じて仕切りやマットで匍匐スペースを確保することを想定しております。

なお、給食室は学校との共用となります。

定員は最大19人であり、施設名称につきましては、次年度、公募等を経ながら決定してまいりたいと考えております。

それでは、予算書100ページ、101ページにお戻りください。通知いたします。

○南委員長　　お願いします。

○世古福祉保健課参事　　次に、細目多子世帯支援事業は404万円で、主なものは、扶助費400万6,000円でございます。

次に、2目児童措置費、本年度予算額は6億8,103万8,000円で、前年度比1,064万8,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金として、子どものための教育・保育給付交付金など4億4,671万1,000円、地方債480万円は障がい児保育事業債で、その他特定財源8,047万6,000円は、保育所入所保護者負担金が2,146万6,000円、ふるさと応援基金繰入金などが5,901万円で、一般財源は1億4,905万1,000円でございます。

細目保育所等事業は5億1,761万5,000円で、主なものとしたしましては、委託料1,345万1,000円で、地域子育て支援センター事業委託料863万9,000円は、尾鷲第二保育園に併設する子育て支援センターちびっこひろばの事業委託料で、一時預かり保育事業委託料308万7,000円は、ひのきっこ子ども園で一時預かり保育事業を、それぞれ尾鷲民生事業協会に委託するものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、負担金、補助及び交付金8,188万円の主なものとしたしましては、主任保育士配置に対する認可保育所特別助成事業補助金が1,179万4,000円、看護師配置補助金1,017万7,000円につきましては、これまで主に乳児対策対応として尾鷲乳児保育園の看護師1名を対象としておりましたが、近年、医療的対応を必要とする園児の入所が見受けられることと、各保育園において、発達の気になるお子さんたちの割合が増加傾向にあることで医療的判断が必要となる場面が増加しており看護師の負担が増加していること、さらに、看護師不在の間における保育士の心理的不安、負担が増加し、保育士の離職理由の一つにもなっていることから、必要な人材確保を行い、園児に対するより安全安心な保育環境を維持構築する上で必要であることから、次年度は、第三保育園に配置する看護師1名分を対象とするものでございます。

また、加配保育士を配置し、児童の発達を支援する障害児保育対策事業費補助金3,948万1,000円などでございます。

扶助費4億2,156万8,000円のうち、保育所等運営費（施設型給付費）が4億2,144万2,000円で、市内6か所の保育園及び認定こども園において、

年間延べ3,825人の児童を教育・保育するための運営費でございます。

次に、細目児童手当給付事業は1億5,436万5,000円で、主なものといたしましては、委託料418万円は、児童手当の支給対象を高校生相当まで拡充するなどの制度改正に伴う児童手当システム改修業務委託料でございます。

扶助費1億4,983万5,000円は児童手当で、1,282人を対象に見込んでおります。

次に、細目児童相談事業は304万円で、家庭児童相談業務に係るものでございます。

報償費108万円のうち、96万円は、児童相談等に係る臨床心理士報酬ですが、12万円については、新規事業である発達フォロー教室に係る保育士に係る報酬でございます。発達の気になる3歳未満のお子さんと保護者を対象に、早い時期から発達の遅れや気になる部分のアセスメントやフォローを行う親子教室を実施いたします。

委託料の子育て短期入所事業委託料21万4,000円は、家庭の事情等で一時的に子供を児童養護施設等に預けることができる事業の委託料でございます。

子育て世帯訪問支援事業委託料132万3,000円は、子育て世帯へのホームヘルパー派遣を行う新規事業に係る委託料で、子育てに係る不安の解消と家庭における家事負担の軽減などを目的とする事業でございます。

財源は、子ども・子育て支援事業に基づき、国2分の1、県4分の1の補助でございます。

次ページを御覧ください。

細目出産・子育て応援給付金事業は601万8,000円で、主なものは、出産・子育て応援給付金600万円でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長　それでは、3目母子父子福祉費、本年度予算額は9,425万4,000円で、対前年度比693万4,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が児童扶養手当負担金など3,763万8,000円、その他特定財源362万5,000円は、ふるさと応援基金繰入金が362万3,000円などで、一般財源が5,299万1,000円でございます。

細目母子父子福祉事業は1,053万5,000円で、主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金594万2,000円のうち、高等職業訓練促進給付金等事業補助金574万2,000円は、母子及び父子家庭の母及び父が看護師などの

資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、給付金を支給することで資格取得を支援するものでございます。

扶助費452万8,000円は、母子生活支援施設入所措置費441万6,000円と支援員派遣手当11万2,000円で、独り親家庭における子育て支援や生活支援を目的に、家庭生活支援員が低料金でサービスを行うものなどでございます。

次に、細目一人親家庭等医療費助成事業は1,124万7,000円で、主なものといたしましては、扶助費1,112万4,000円は、一人親家庭等医療費助成金1,112万4,000円で、独り親家庭の母子及び父子で高校卒業までの間、医療費を助成し、独り親家庭における福祉の増進を図るものでございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業は7,247万2,000円で、主なものといたしましては、扶助費7,239万円は、児童扶養手当7,239万円で、母子及び父子家庭に対し所得に応じて手当を支給し、独り親家庭における福祉の増進を図るものでございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額は2,748万7,000円で、対前年度比676万8,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金392万9,000円は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金等で、一般財源は2,355万8,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目生活保護一般事務費は835万9,000円で、主なものといたしましては、委託料732万8,000円は、被保護者就労支援事業委託料465万5,000円で、生活困窮者対策事業として、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、2目扶助費、本年度予算額は3億2,292万2,000円で、対前年度比4,488万8,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金2億5,051万1,000円は、生活扶助費等国庫負担金等で、その他特定財源50万円は、生活保護法第63条による返還金で、一般財源は7,191万1,000円でございます。

細目扶助費は3億2,292万2,000円で、扶助費3億2,287万2,000円は、生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するため国が定める扶助費を支給するもので、161世帯、176人を見込んでおります。

次に、3目生活保護施設事務費、本年度予算額は238万4,000円で、対前年度比8,000円の増額でございます。

財源内訳は、生活扶助費等国庫負担金が178万7,000円で、一般財源は59万7,000円でございます。

細目生活保護施設援護費は238万4,000円で、負担金238万4,000円は、居住する家がなく施設に入所する必要がある方に係る事務費負担金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額は1,264万2,000円で、対前年度比142万8,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金378万7,000円のうち、福祉保健課分につきましては、隣保館運営費補助金が143万5,000円で、一般財源は885万5,000円でございます。

次ページの108、109ページを御覧ください。

細目隣保館運営事業は217万8,000円で、地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として、林町会館を中心に、各種講座、人権講演会などを行う費用でございます。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額は6,223万7,000円で、対前年度比1,038万6,000円の減額でございます。

財源内訳は、国県支出金が53万5,000円、地方債1,200万円は救急医療体制強化事業債で、その他特定財源210万3,000円は紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金等で、一般財源は4,759万9,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目一般保健事業は332万8,000円で、主なものとしたしましては、地域医療助成金225万円は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する助成金でございます。

次に、細目救急医療体制強化事業は2,103万2,000円で、主なものとしたしましては、委託料として、一次救急医療体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業補助金1,766万円を尾鷲総合病院へ補助するものでございます。

次に、細目未熟児養育医療費助成事業は50万4,000円で、主なものとしたしましては、扶助費の未熟児養育医療費助成金50万円で、医療を必要とする未熟児に対し必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うものでございます。

次に、2目予防費、本年度予算額は6,132万2,000円で、対前年度比86

3万3,000円の増額でございます。

財源内訳は、国県支出金100万3,000円は風しん抗体検査補助金等で、地方債960万円は予防接種事業債で、その他特定財源34万5,000円は災害等対策基金繰入金で、一般財源は5,037万4,000円でございます。

細目予防接種事業は6,097万7,000円で、次ページ、112、113ページを御覧ください。

主なものといたしましては、委託料5,895万6,000円のうち、定期予防接種委託料5,568万4,000円は、乳幼児、児童生徒、成人及び高齢者に対し各種予防接種を実施するもので、新たに新型コロナワクチン接種についても定期予防接種として実施し、紀北医師会及び県内医療機関に委託するものでございます。

新型コロナワクチン接種は、特例臨時接種が本年度末で終了することに伴い、新年度からは一部自己負担が発生しますが、予防接種法に基づく定期接種として、65歳以上の方及び60から64歳で季節性インフルエンザ等の接種と同様、心臓、腎臓などの機能に障がいがある、おおむね障がい程度等級1級に相当する方を対象に実施します。接種費用は約7,000円ですが、そのうち、自己負担額が約2,400円程度となります。

また、任意予防接種委託料300万8,000円は、水痘、おたふく風邪のほか、新たに、帯状疱疹ワクチンについても50歳以上の方を対象に実施いたします。

帯状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンの効果としましては、発症を50%ほどに抑えられ、たとえ発症しても軽症で済むとされておりますが、免疫抑制薬や抗がん剤などの薬を使っている方は接種を受けることができません。接種回数は1回で、接種費用約8,000円のうち、その約2分の1の4,000円を助成いたします。

不活化ワクチンは、免疫抑制薬、抗がん剤などの薬を使っている方でも接種が可能で、発症予防効果としましては90%以上が見込まれておりますが、2回接種が必要となります。接種費用1回当たり約2万円のうち、2分の1に当たる1万円の2回分、つまり、2万円分を助成いたします。

次に、細目感染症予防対策事業は34万5,000円で、市内の各公共施設に感染症予防対策のためのアルコール消毒液等を設置するための消耗品費でございます。

次に、3目保健事業普及費、本年度予算額は3,862万5,000円で、対前年度比788万8,000円の減額でございます。

財源内訳は、健康増進事業補助金のほか、国県支出金が208万7,000円、

その他特定財源は、各種がん検診自己負担金などが1,025万5,000円、一般財源は2,628万3,000円でございます。

細目健康増進事業は2,737万円で、主なものといたしましては、委託料2,403万9,000円は、各種がん検診委託料2,202万円のほか、健康増進法に基づく各種検診委託料でございます。

次ページ、114、115ページを御覧ください。

次に、細目母子保健事業は1,006万5,000円で、報償費52万9,000円は、1歳半、3歳児健診に係る歯科医師等への報償費ほか、産前産後サポート事業等に係る子育てサポーターへの報償費でございます。

委託料823万7,000円は、妊婦一般健診や産婦健診及び乳児や1歳半、3歳児健診の委託料及び新たな健診として、胎児に影響を及ぼすおそれのある妊婦の歯周病を予防するため、妊婦歯科健康診査を実施し、健診費用を助成することで支援を行うものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金79万6,000円は、新生児聴覚スクリーニング検査費補助金24万円や、1か月児健康診査費補助金19万8,000円等でございます。

次に、細目メンタルヘルス事業は33万7,000円で、うつ予防を含めた心の健康教室、自殺予防のための普及啓発、ゲートキーパー養成講座などに係る費用でございます。

次ページ、116、117ページを御覧ください。

次に、細目歯科保健事業は85万3,000円で、主なものといたしましては、委託料68万9,000円は、歯周病疾患健診、フッ化物洗口に係る委託料でございます。

次に、10ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為になります。

福祉保健課分は、上から7段目の尾鷲市福祉保健センター中央監視装置更新借上料で、期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額は1,016万5,000円になります。

福祉保健センター中央監視装置とは、福祉保健センターの設備管理を効率的に行うためのシステムで、その主な機能は、空調設備や衛生設備など、各種設備の起動、停止や自動運転、異常監視、火災発生時の延焼防止を目的とした空調設備、換気設備の自動停止などが挙げられます。

同システムは、2000年に福祉保健センターが建設された当時に導入され、23年以上が経過しており、同システムを構成している中央監視装置、いわゆる中央監視盤とネットワークコントローラーのことですが、これがWindows 95の対応で、機器についても耐用年数10から15年と言われておるんですけども、これを大きく超えているため、今後、経年劣化による不具合や故障が発生し住民サービスに影響を及ぼす可能性があることから、同装置を更新する必要があるため債務負担行為を計上するものであります。

なお、中央監視装置は、他の機器とは異なり、設置する施設ごとにカスタマイズされたソフトを作成する必要があるため、現地調査から装置の構築、設置まで、約8か月程度を要することから、令和6年度中に装置の構築、設置を行い、令和7年度からの稼働を目指すものであります。

以上が令和6年度尾鷲市一般会計予算のうち、福祉保健課の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 課長、説明していただいたんですけども、せっかくこの主要施策の概要の中にも予防接種事業のことがさ。もっと、ちょっと、これ、1回だけ説明してもらえんかいね、すみませんけど。

○山口福祉保健課長 それでは、主要施策の予算概要の……。

○南委員長 30ページ。

○山口福祉保健課長 30ページですね、予防接種事業は、担当係長より御説明いたします。通知いたします。

○山本福祉保健課係長 それでは、主要施策30ページの予防接種事業について御説明いたします。

予防接種の対象者は、乳幼児、児童生徒及び高校3年生に相当する年齢以下の者、成人、高齢者となっています。令和6年度につきましても、例年どおり法律に定められた定期予防接種と、市が独自に助成を行う任意予防接種について推進していきます。

事業費につきましては、6,097万7,000円となっております。

財源内訳につきましては、国庫支出金100万3,000円、その他特定財源960万円、一般財源5,037万4,000円となっております。

令和5年度からの変更点につきましては、事業の内容の定期予防接種①の2行目に高齢者に係る予防接種といたしまして、新型コロナウイルスワクチン予防接種を記載し、令和6年度からの定期接種化をスムーズに進めるとさせていただきました。

これまで特例臨時接種として無料で実施してまいりました新型コロナウイルスワクチンの予防接種は、令和6年度から定期予防接種に位置づけられ、一部自己負担金が生じることになります。新型コロナの重症化予防を目的に秋冬に実施される予定で、毎年1回の接種となり、対象者は、課長が報告したとおり65歳以上の方及び60から64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方などとなります。接種率は34.3%を見込んでおりまして、対象者数2,496人を計上しています。

市民の方々には、医療機関へのポスター掲示、広報おわせ、市ホームページ、地元紙への掲載などにより周知していきたいと考えます。

また、任意予防接種といたしましては、事業内容の任意予防接種②帯状疱疹予防接種費用の一部助成を記載しておりまして、新規事業として、帯状疱疹ワクチン接種を実施いたします。

帯状疱疹は、体の片側に発疹が出て強い痛みを伴うことが特徴で、帯状疱疹から帯状疱疹後神経痛に移行した場合、慢性的な痛みが続き、日常生活に支障を来してしまう場合もあります。そのため、今回、発症を予防するためのワクチン接種について助成を行うというものです。

帯状疱疹ワクチンの種類といたしましては、課長の報告どおり1回接種の生ワクチンと2回接種の不活化ワクチンがありますので、どちらかを選んでいただき、それぞれ約2分の1程度の費用助成をさせていただきます。

対象者は50歳以上の方で、他市町の実施状況を参考に2%の接種率を見込んでおりまして、委託料197万6,000円、補助金21万2,000円を計上いたしております。

そのほかの予防接種事業につきましては、市内をはじめとする各医療機関様の御協力をいただきながら、乳幼児、児童・生徒、高齢者など、市民の方々の感染症予防対策に努めていきたいと考えております。

以上で予防接種事業についての説明を終了させていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで、25分まで休憩をいたします。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時23分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、先ほど説明をいただいた議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についての審査に入りたいと思います。

○小川委員 何点か、ちょっと二、三点にまとめますので、お聞かせください。

予算書の113ページ、任意予防接種委託料、先ほどの带状疱疹のところなんですけど、接種率2%ということをお聞きして、対象者50歳以上ということなんですけれども、この不活化ワクチンと生ワクチンの接種比率というのかな、それはどのぐらい見込んでおられるのか、まず、お答えください。

○山口福祉保健課長 生ワクチンが6、不活化ワクチンが4の割合で予算計上しております。

○小川委員 年金暮らしの方、その不活化は結構高いと思うんですけれども、6対4、これ、接種して、今、2%と言われましたけど、他市町ではもう1%か2%やと思うんですけど、もし足りなくなった場合には、これ、補正対応されるのかどうか。

○山口福祉保健課長 この2%でも、先ほど言いましたように先行している市町を参考に計上させていただきましたけれども、最初ということで接種される方が多いかなというところもございますので、もし足らなくなれば、また補正予算計上についても検討したいと思いますので、その際はよろしくお願いします。

○小川委員 それでは、予算書103ページ、児童手当給付事業のところなんですけれども、児童手当1億4,983万5,000円、結構増えているんですけど、これ、あれですかね、国の法律、変わって、第3子が10月からでしたか、3万円になるとか。もう少しちょっと詳しく教えていただけないですかね。

○世古福祉保健課参事 こちら、児童手当が制度改正が予定されておまして、まず、対象者のほうが、10月以降、18歳年度末、高校生相当まで対象者が拡大されます。先ほどおっしゃられましたとおり、第3子の部分が3万円ということで額が拡大となります。また、これまで所得制限が設けられておりましたが、こちら、所得制限のほう撤廃されます。こちらが、今、決まっておる部分でして、さらに、国においては、その第3子カウント、現状、18歳までが今のところ決まっておるんですが、今後、22歳まで拡大する見込みであるということも聞いております。

以上です。

○小川委員 その第1子のカウント、今、18歳と言われたんですけれども、その18歳の場合、高校卒業年度、あれなのか、誕生日までなのか、それはどうなんですか。

- 世古福祉保健課参事　　3月末まで、年度末までが対象となっております。
　　以上です。
- 小川委員　　その場合、年度末、越えていったら、もう第1子が消えてなくなるわけですから、3人子どもいても、第3子が第2子というふうに計算されるんですか。
- 世古福祉保健課参事　　現状におきましては、そのような取扱いでございます。
- 小川委員　　次に、ページ数が分からんようになってったんやけど、この生活困窮者自立支援事業のほうが少し増えておりましたよね。でも、生活保護費のほうで減っているんですけども、これって、どういうふうに捉えたらいいんですかね。対象者が少なくなったのか、給付金で楽になったのか、支援事業がちゃんと機能されているのか、その点、どのように理解すればいいですか。
- 山口福祉保健課長　　生活保護費の中の扶助費については……。
- 南委員長　　107ページ。
- 山口福祉保健課長　　そうですね、107ページですけども、昨年度に比較して大きく減少しておると思うんですけども、生活保護世帯自体が対象人数としましては、昨年度180名だったものが今年度176名、新年度176名で予算計上しています。
　　減少の原因としましては、生活保護の方が亡くなったということが主な要因となっております。
- 小川委員　　全国的には、この生活保護費7.6%か何か増えているってテレビの報道で見たんですけど、尾鷲市は景気いいのかなと思ったけど、そうでもなしに、対象者が減っているとか、あと、給付金とか、いろんなそういう関係もあるんですかね。
- 山口福祉保健課長　　先ほど、対象人数も減ってはおるんですけども、高額の医療費がかかっていた方が対象じゃなくなったというところもありまして、それら要因が大きいのかなというところではございます。
- 濱中委員　　私も何点かなんですけど、まず、簡単に数字のところから。97ページの上の段にあります補助金の介護予防自主活動のこの団体数、10団体を予定しておりますとありますが、現在、何団体あるのかということ。それから、もう一つ、同じページの緊急通報システム管理委託料が138台分なんですけれども、現在の貸出数がどんだけなのかというの、それ、2点。
- 山口福祉保健課長　　介護予防の自主活動組織については、これから予算をお認

めいただいて、新年度になってから募集を開始したいと考えております。今回、その活動組織、介護予防をやられる方の自主活動を支援するという観点で条件が幾つかありますので、福祉保健課のほうに登録していただいた団体様、その条件、おおむね65歳以上であるとか5名以上であるとかというような条件をクリアしていただいて、基本的には毎月1回は何らかの介護予防の活動していただくというような形のそういった組織の登録をしていただいた団体に対して支援していこうというものでございます。

あと、緊急通報装置につきましては、新年度については138台を見込んでおります。

○濱中委員 138台、さっき聞いたんですけど、現在、それだけやっておるのか、それとも、少しゆとりを持たせて、新規があった場合、対応できるような予算なのかということを知りたいんです。

○小川福祉保健課長補佐兼係長 令和4年度の実績になりますけれども、月平均130台で。

○濱中委員 次に、103ページなんですけれども、児童相談事業なんですけれども、金額的にはそんな大きいところではないけれども、新しいものが幾つか入れ込まれているような説明やったんですけども、予算概要のほうにも載っていないし、結構、子育て支援としては、皆さん、興味のあるところではないのかなと思うので、もう少し詳しい説明をいただきたい。といいますのは、この訪問ヘルパー事業なんかでも、ヘルパーとして派遣されるのがどういう人なのかとか、その辺り含めて、もう少し詳しい説明をいただけますか。対象が何歳とか、そういうことも含めて。

○世古福祉保健課参事 すみません、こちらの子育て世帯訪問支援事業にしましては、子育て世帯に係る不安の解消と家庭における家事援助等を目的としておりまして、対象は18歳までのお子さんをお持ちの御家庭。基本的に、保健師等が伴走型の支援を行っている世帯であるとか、あと、子育て支援係のほうで相談に乗っているような世帯を中心に考えまして、当然、その新規となるような御家庭の中でそういう不安を抱えている方に対する家事援助を目的としております。

現状、想定しておるのは、社協さんのほうの家事援助をやっているところの部分での委託を考えておりまして、年間の今のところ見込みとしましては、通年、毎月3世帯程度のニーズを一旦見込んでおります。今のところ、利用料のほうにつきましても、1時間800円、ファミリーサポート事業と同列に備えて、国基準とは別

に、より低額のところでの実施を想定しております。

こちらは以上です。

○濱中委員　　じゃ、最後に、ちょっと、99ページ、放課後児童クラブなんですけれども、これはもう毎年同じことを繰り返し聞いておりますので、方針的なこと、今の時点でのことをお話しただかんなんのかなと思うんですけれども、やはり場所であるとか視察へ行かせていただくと、人数が結構いっぱいになったり、その受け手側が足りなかったりという辺りは事情は十分理解するつもりなんですけれども、やはり利用される保護者の方からすると、もうちょっと学年が上げられないだろうかとか、場所がもうちょっとどうにかならんのかというような辺り、要望として聞くことが多いものですから、今後の方針というか、児童クラブのその拡充に関しては、どういった検討でこうなっているのか。もう恐らく、これ、現状維持やと思うんですけれども、その辺りはいかがですか。これは市長の発言が必要、説明が必要かなと思うんですけれども、いかがですか。

○加藤市長　　おっしゃるように、この放課後児童クラブ等々、もう要するに、子供たちの居場所づくり、非常に重要な話であると思っております。今後、人数、委員指摘の場所の問題とか年齢の差、これを、今、今後どうしていくのか。

　　思いとしては、もう少し広い場所で、たくさんの方が来られるようなそういう場所にしたいという思いは強いです。

　　そして、年齢の部分ですね、何歳まで。その辺のところも十分検討しているところは事実でございますし、極力そういう希望に添った形のものはやっていききたいなとは思っておりますのですけれども、現状では、今、そこまで行き届いていないと。

　　ただ、思いとしては、やはりこれを拡充できないかということがありますので、これも一つの大きな令和6年度の主要課題として取り上げて検討はしていきたいと思っております。

○濱中委員　　やはり、もう数十年前のこの市内の事情と違って、お母さんもそろってお仕事に行かれる家庭がもうほとんどになっております。特に若い世代、小学校、幼稚園、保育園ぐらいの子供をお持ちのお母さんのその就業率というのは物すごく高くなっておりますので。あと、地域事情も変わってきております。

　　あと、もう一つ言いましたのは、輪内地区に、もうそれこそこの児童クラブがない、その辺り含めて、町全体の子育て支援の中の要の一つではないのかなという気がしておりますので、もうある程度、年度を区切って目標を立てていただきたいなと思います。いかがですか。

○加藤市長 先ほど申しましたように、この課題というのが、今回、課題をやはり正直言って、私自身は、令和6年度の大きな課題としてこれを解決をやる。おっしゃるように、このコミセン地域、出張所管内、この希望も聞いておりますし、これを何とかならないかというような思いもあります。まずは、この私の子ども・子育てに対する令和6年度の主要課題としては、そういうことをきちんと課題に取り上げながら解決はしていきたいなと思っています。

以上です。

○世古福祉保健課参事 こちらの放課後児童の子供対策なんですけれども、現在のところ、そういった課題認識の下で、実務上で課題になっているところ、人材確保、こちらがやはり、こちらも一つ大きな問題だと思います。場所の問題も含めてなんですけれども、そういったところを調整しながら、よりよい形にしたいとは考えております。

また、輪内地区につきましては、1か所でやるということがなかなか難しい。1か所になっても、移動の問題、送り迎えの問題、出てまいりますし、また、分散すると、さらに人材の確保が難しいと、そういったところがあるんですけれども、各地区で何らかの形で子供たちの居場所づくりが行えないかというところで、今、いろいろと、子育て5課等含めて検討しておるところでございます。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○西川委員 主要施策の26ページ、ちょっと聞きたいんですけど、この工事請負金額ってありますよね、小規模工事の。これ、市の持ち出しは、トータルで幾らなんですか、補助を抜いた金額で。

○世古福祉保健課参事 最終的には462万円、地方債のうちの過疎債使った地方債の3割相当が最終的に自己負担となってまいりますので、そちらが最終的な市の負担ということで考えております。

○西川委員 それ、さっき、工事請負費って言うておった、言っていなかったっけ。トータルの備品とかそういうので市が実費で見やなあかんお金ですよ、僕、聞いておるのは。それ、今、聞いたのは、工事請負費ですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西川委員 それじゃなく、その縦の欄のトータルなんです。

○世古福祉保健課参事 すみません、工事請負費の関係のみが先ほどお伝えいたしました462万円でありまして、その他含めると、最終的には568万6,000円になる見込みでございます。

○西川委員 ありがとうございます。

それと、一つ、図面見せてもらったんですけど、この賀田小学校の。4ページかな、資料の。3ページになるのか、これ、小学校と一緒になるんですよね。じゃ、ちょっと、僕は、子育ては大きくずれておるんですけど、お昼寝タイムとかなんかは設けられるんですよね。小学校のほかの授業、例えば音楽なり体育なりと重なった場合は、もしそういうお昼寝対応みたいなのは考慮されておるんですか。

○世古福祉保健課参事 こちらなんですけれども、どうしても学校ということで周りの音がゼロということはございませんので、可能な範囲で音のほうを吸収できるような措置を天井等で対応することを考えております。

○西川委員 最後に、一つ、嫌みだけ。高台に移転できてよかったですね。津波浸水域から逃げられて。給食センターは、逃げられなかったけど。ただ、ちょっと嫌味だけ言わせてもらいます。

○南委員長 今の賀田小の工事の改良について、建設課のほうも待機しておるんですけれども、その説明はよろしいですか、図面についての。

○中村委員 まず、この図面からお聞きしたいんですけども、夏休み期間中、これ、書庫を使えるんですか、まず。

○南委員長 何ページですか。

○中村委員 この図面の3ページで。

○南委員長 資料ですか。

○中村委員 資料の3、4ページの説明で、今、小学校の休みのときは、このポーチから出入りするというふうにおっしゃったと思うんですけども、そのときの説明で職員のトイレは学校を使うっておっしゃったと思うんですけど、違いましたでしょうか。まず、確認。

○世古福祉保健課参事 そのとおりでございます。学校の部分を供用するという
ことで。

○中村委員 学校のトイレを使う場合に、学校の正門を使わへんけど、中は自由に休みのときも行き来できるというのは、その教育委員会のほうと、もう折り合いがついているんでしょうか。

○世古福祉保健課参事 夏休み中も基本的に職員は出てきておりますので、教職員はおります。

自由な出入りということは、基本的には子供たちが校舎の中を移動するという
ことはございませんので、職員のみがトイレのほうを必要に応じて利用するというこ

とを想定してあります。

- 中村委員　この今の質問は何で聞いたかというのと、この図面を見る限り、このトイレ、大便器って書いてあるのが大人用ではないかと図面を見た限り思ったので、小学校を使う必要があるのかなと、まず思いました。それで、その不必要に小学校の職員が、それこそおれへんときにどうするのかなというのがあるので、ここをもう一回確認していただきたいなというのが1点。

もう一点は、このポーチ、これ、階段での出入りになっているのと、ここに上屋はかかりますか、お尋ねです。

- 世古福祉保健課参事　すみません、先ほどのトイレの件、繰り返しになって申し訳ないんですけども、まず、3ページ、御覧いただきまして、3ページの右下に黄色く囲っておところが今回の保育施設の対象になりますけれども、そこから少し左上のところに、階段の隣にWC、男、女って、こちらが、今現在、学校の職員も使っている小学生でも大人でも対応できるトイレ、こちらを職員は基本的に供用するという事で考えております。

すみません、先ほどの、あと、ポーチの部分なんですけれども、こちらの部分に上階に上がる外階段がありますので、一部かかる形になります。

- 中村委員　ここも、もし出入口にされる場合、尾鷲の雨を勘案して、これ、直接、幼児室に入っていくんですよ、靴脱ぎ場もなく。これ、図面上、非常に使い勝手が悪くておかしいですので、これはぜひ改善してください。

それと、もう一点、これ、階段で、スロープになっていないんですけども、これ、ベビーカーとか、これ、よっこよっこせなあかんわけですよ。これも図面上、不適切ですので、ぜひスロープで駐車場からベビーカーでも送ってこれるような図面になるべきです。ですから、これ、前室を設けること、必ず靴脱ぎ場がない、こういう状態で、ちょっとひさしがあるからって入ってきて、雨でべちゃべちゃになるんですよ、実際には。尾鷲の雨、御存じのように、時間50、100降りますので、そういうときのために、これ、雨降れへんところやったらこれで大丈夫ですけども、尾鷲の場合、こういう図面を描かれて、こういうものを建てられて、後々非常に使い勝手が悪いですので、こういうのは、ぜひやめてください。

それで、今、トイレの問題なんですけど、この図面上の大便器って書いてあるのは、これ、子供用なんです、囲ってあるところも。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 中村委員　分かりました。

1個は囲わず、1個は囲った子供用ということですね。分かりました。

○南委員長　ただいまの中村委員さんの御指摘なんですけれども、建設課のほうの対応としてはいかがですか、図面上のことなんですけれども。今後の工事の中で改良していくのか、できないのかという点について。

○上村建設課主幹兼係長　御指摘いただきましたポーチの部分なんですけど……。

○南委員長　ちょっと、副市長、すみません。今、答弁いただいておりますので。

○上村建設課主幹兼係長　ポーチの部分ですが、上階のひさしが約2メートル弱ぐらい出ていまして、雨のほうの加減に関しては、そこまで降り注ぐような部分ではないと考えております。

スロープについては、一応、玄関として、小学校の玄関のほうから廊下を介して通ることができるということで、その辺はちょっと福祉保健課のほうの対応になると思うんですが、そういうふうに考えております。

以上です。

○中村委員　夏休みは、正面玄関、使われないとおっしゃったと思うんですけれども、廊下を使って移動ってされないわけですよ。お答えいただきたいです。

○世古福祉保健課参事　すみません、そうですね、夏休み等は、基本的に、学校との管理の関係で学校の玄関は使用できない形になるかと思えます。ですので、ひさしの部分とスロープの部分、当然、ひさしは、恐らく今のところ、対応はできるかなと思っているんですけれども、スロープにつきましては、状況に応じて対応を考えたいと思えます。

○中村委員　2メートルのひさしがあっても、靴脱ぎ場がないでしょう。靴はどうするんですか、ずぶずぶにぬれるじゃないですか。そうじゃなくて、造るんやったら、ちゃんとしたものを造っていただきたいと思うんですよ。中途半端に何も考えへんもの造って、後の使い勝手が……。尾鷲の何か放課後クラブも、そうやったん違うかな。この前、見に行ったら、何もないところから入って、靴、ぶちゃぶちゃになっているようなところから、いまだに出入りしているじゃないですか。ああいうことも、もう全く一緒なんですけれども、ちっちゃな子供たちを連れてお母さんが迎えに来て、自分の靴がびちゃびちゃになって、また連れて帰るなんていうことが実際はあり得ないんですよ、この雨の多い地域で。

最初から、この避難経路についてもそうなんですよ。今、避難のための乳母車っておっしゃいましたよね。どこに避難するのかは別として。それで、これ、お散歩行くときも、乳母車で移動するんですよ。そのときに、階段、ここから出入り、夏

休みにここから出入りせえって言われて、保母さん、よっこよっこ、これ、下りるんですかという話になりますよね。

ですから、もう、ちょっと図面考えるときに、本当に使い勝手がええのか悪いのかをちゃんと考えて作っていただきたいと思います。ほとんど値段変わりませんので。

○山口福祉保健課長 先ほどのポーチの部分にスロープを設けるのか、もしくは、その小学校の玄関は、夏休み以外は利用させていただいてはおるんですけれども、今後、そこは、また、学校教育委員会等との協議になるかと思うんですけれども、何らかの対応ができるようには考えたいと思います。

○中村委員 この図面上では、この保育園の遊ぶところというのは全く図面上、出てきていないんですけれども、その分けるのはどうするのかというところもすごい重要な問題になってくると思うんですよ。小学校やったら、ボール遊び、ドッジボールとかもしはるやろうし、飛んでくるん違うかとか、その図面もないんですけど、これは一体どういうことですか。

○世古福祉保健課参事 すみません、外遊びをする場所は校庭のほうを共用させていただくんですけれども、全国事例で見ましても、小学生が使っていない時間帯に運動場を使っているという運用をしているところがございます。基本、そういったところ、そういった運用を基本としながら、場合によって、一部、簡易的なあまり高くはないかもしれませんが必要に応じて柵を用意することもあるかもしれませんが、基本的には小学生利用がないところでの活用を考えております。

○中村委員 いや、それもちょっと考えられないんですよ。雨が降っていなかったら子供たちは外で遊びたいやろうし、体育の授業があるから、はよ入ってこいというのも、それって、やっぱり非常に保育上おかしいんですよ。それやから、そういうことがちゃんと分けられて、子供たち、年齢に合わせた遊具が必要ですし、年齢に合わせた遊び方というのがあるじゃないですか。それを時間に分けて、もうここからここで、はい、部屋へ入りなさいっていうこと自体がもう既におかしいので、やっぱりそこについてのちゃんとした計画、保育計画の中の、この幼児たちが外で遊べるというところのちゃんと運営計画を出していただきたいと思うんですけれども。

○加藤市長 要するに、保育園児は保育園児、小学校は小学校で、もう本当に、びし、びし、びしと何か壁をつくって何かしているような発言に見受けられるんですよね。

ただ、要するに、あれだけの賀田小学校の大きな校舎や大きなグラウンドの中で、今、現状として、小学生と園児を含めて何人になるのかと。だから、そういう今の人数の関係からいって、広い運動場云々とか、やはりさっきから課長、参事が説明しています柔軟に要するに使わせていただきたいと、もうそんな話なんですよ。

今、何人いらっしゃるんですか、あの広いグラウンドには。僕に言わせたら、すきすきですよ。だから、柔軟に使ったらどうですかというような話なんです。

○中村委員　市長、人数に関係ないんですよ。子供というのは、例えば、幼児は、長い時間、砂場で遊んだり、それで、足こぎじゃない自転車に乗ったり、幼児は幼児なりの遊び方と遊具があるんですよ。それが、小学校のグラウンドが何ぼ広いから走り回って使ってもいいじゃなくて、幼児は幼児用のちゃんと発達段階に合わせた遊具と遊び方があるんです。ですから、広いからいいわけじゃないんです。それで、これ、つくるんやったら、ちゃんとつくりましょうという話ですよ。

今まで分かれていて、この前も南輪内保育園、見学に行って、すごい遊具も充実していましたよね。そうやから、ちゃんとできるんやからしましょうという話をしているだけであって、どんどん待遇が悪くなるんやったら、それは困りますよね。そうやから、ちゃんと、別に今すぐしろとは言っていないです。ただ、計画として、どういうふうにしてつくっていくのかというのは、びっちり、子ども・子育てでもやっていただきたいと思いますし、今のその保育園の状況、すごく南輪内保育園は充実しています、遊具も全て。それを全部無償で譲り受けてするんやったらええけれども、また、それを、尾鷲市が元利負担しておきながら、それをまた買い取るみたいなことをするんやったら、それもまたちょっと話が変わってきますので、そういうちゃんとどうつくっていくかという青写真をまず見せていただきたいと思います。と思っています。

○下村副市長　児童数、園児数の数も先ほど市長が言いましたように、園児につきましても、2時間以上屋外に、この熱中症が心配されることもありますし、この1年かかって様々な課題が出てくると思います。そういった中で、来年4月の開園に向けて改善する点は改善していこうというふうに考えております。

○中村委員　ですから、青写真をお示しくださいって求めていますので、よろしくをお願いします。

○南委員長　運動場の園児と児童のすみわけについては、以前の委員会で、何か対策を、低いネットでも作ってっていう対策を講じるという、たしか執行部のほうのお話があったと思うんですけども、そういったところはもうしっかり再度答え

ていただくほうがいいかなというような感じがしますので、今後についてはよろしくお願いをいたしたいと思います。

○下村副市長 当然、小学校側の体育のコマ割というのも、当然、6年度に出てきますので、屋外での体育の授業、屋内での体育の授業が週に何時間あるのかとかそういったことを含めて、今、言われた課題を整理させていただきたいと思っております。

○南委員長 間もなく正午になるわけなんですけれども、まだこの審査に時間がかかると判断しますので、ここで昼食のために休憩をいたします。

午後は1時10分から再開です。よろしくお願います。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時07分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

引き続き、6年の当初予算の審査をお願いいたします。

○中村委員 それでは、103ページの補助金についてお尋ねします。

○南委員長 103。

○中村委員 103ページ。給食費支援事業補助金の1,016万についてですけれども、これは、3歳児以上から中学校までの給食費ですか。

○世古福祉保健課参事 すみません、こちらは保育園児の部分の給食費の無償化に係る部分でございますので、3から5歳児メインと、あと、2歳児までの副食費の部分の助成になります。

○中村委員 これで全額保護者の負担はなくなったということですよ。

○世古福祉保健課参事 そのとおりでございます。

○中村委員 ということは、ほかの小学校から中学校と一緒に、今は完全に給食費は無償化になっているということですよ。

○世古福祉保健課参事 そのとおりでございます。

○中村委員 学校給食は、全部、メニューが公表されていると思うんですけれども、今回、これが助成金がついたということは、全額になったということは市の管理になると思うんですけれども、この保育園のメニュー表は出していただけのんですよ、公開。

何やったかな、LINEで学校給食は毎月出てくるんですよ。同じように、保育園も毎月同じようにメニュー表を出していただきたいので。

○南委員長　　どうですか。

○世古福祉保健課参事　　すみません、各園において、保護者向けにはメニューは常に公表されていますし、園においても掲示するような形で公表はしております。

○中村委員　　別に、それをどんどんオープンにしていっていただきたいって前から言っているんですけども。学校給食も別に父兄じゃないけれども、私たち、見られます、ちゃんと。同じように、父兄じゃなくても、みんなが見られるようにしていただきたいと思います。

○南委員長　　答弁はどうですか。

（「市長、はい、どうぞ。市長、答弁」と呼ぶ者あり）

○加藤市長　　この質問は前にも中村委員のほうから質問されて、我々としても公開しますというお話で、だから、その関係のある保護者の方々には毎月毎月あれしていますし、小学校は当然のこと。

どういう意味があるのか、分かんない。

○中村委員　　言ったとおりの意味です。保護者だけじゃないんです。これは、公費で助成して、みんなの税金で出しているんやったら、メニューは小学校と同じように公表すべきですし、別に父兄じゃない、おじいちゃん、おばあちゃんのためにも出してくださいというお願いをしています。ですから、出せないということはないので、これ、出していただきたいと思いますので。

言っている意味、そのとおりです。分からないじゃないです。

○世古福祉保健課参事　　現状も各施設に言えば見せていただけるような状況ですので、言っていただいたように、こちらももらって開示するように検討いたします。

○中村委員　　リアルタイムで開示できるようにお願いします。言って、もらえるから見せられるんじゃないくて、これは別に情報公開じゃなくて、皆さんに対する、今、保育園ではこんなメニュー食べていますよというお知らせなので、リアルタイムで出してください。ほかはどこでも出しています。別にそんな難しいことではないので、必要なら出しますじゃないです。お知らせしてください。

○世古福祉保健課参事　　なるべくそのような形で対応を考えたいと思います。

○南委員長　　よろしく申し上げます。

副委員長、関連で。

○中里副委員長　　すみません、今って、主食も、この助成の中、補助の中に入っているということですか。

○世古福祉保健課参事　　3歳から5歳児の分は入っています。

○中村委員　それでは、その三つ上の認可保育所修繕事業補助金160万についてお尋ねします。

これを何に使われているか教えていただけますか。

○山口福祉保健課長　各園の園舎の維持管理に係る経費として、160万円計上しております。

○中村委員　修繕費って書かれているんですけど、維持管理費と修繕費は違いますけれども、明細を教えてください。

○山口福祉保健課長　維持管理に係る修繕の経費ということで、それはその1年間、園舎、いろんな老朽化による不具合等も出てきますので、それに充てるための経費になります。

○中村委員　ですから、その明細を教えてください。

○山口福祉保健課長　これ、予算計上ですので、この160万以内に、そういった何か修繕する部分に充てるということになりますので、これが幾らだからこうというような数字は、今、持っておりません。

○中村委員　それが例えば少なかったらマイナスで、これ、補正で出てくるでしょうし、多かったら、補正で、これ、プラス出てくる予算やと思うんですけども、全くそういうのが見えないのは、どういう理由ですか。

○世古福祉保健課参事　すみません、こちらの補助金の上限が年間160万円ということになっております。おおむね40万前後の修繕が、これまで多かったように思います。

○中村委員　その差額は、どうなるんですか。

○世古福祉保健課参事　毎年、決算時に報告させていただいておるかと思いますが、基本的に、年間3件、4件程度の数十万の修繕が出てまいりますので、おおむね160万円に近い消費があるかと思います。

○中村委員　その明細は、管理しておられますね。

委員長、いいですか。

これ、ネットで誰でもが見られるんですけども、民生事業協会の本部の収入が160万という収入になっていて補助金事業収益って書いてあるんですよ。その中で、役員報酬が227万8,000円、非常勤職員年間で1万円、報酬が年間で1万円、光熱費とか事務費、発生していないんですけど、もう一つある事務費が900万計上されています。その中に、毎年、修繕費というのが出てくるんですよ、169万6,695円で。ほかの建物でも、これ、出てくるんですけども、この内

訳と、今、出てきた内訳の整合性を教えていただきたいんですよ。

○世古福祉保健課参事 補助金に関しましては、各実績報告に基づきまして、各園の修繕のものに使われたことを確認しております。

○中村委員 それでは、この本部の160万の補助金事業収益というのは、何を指しているんですか。

○山口福祉保健課長 民生事業協会の収支の中身について、うちがお話しすることはないと思います。

○南委員長 決算書で、これは分かるでしょうね、多分。昨年も160万つけていますね。

○中村委員 それでは、この今回の保育園の市営化のところの一番最初に数百万の赤字が出続けているからという一文があったと思うんですけども、この誰でも見える決算書によれば、一番赤字を出しているのは本部なんです。確かに、南輪内も500万の赤字出していますけれども、この誰も従業員がいない本部は800万の赤字を出していますね。ひのきっここども園は1,200万の黒字が出ています。この前の一般質問のときに各保育園は独立でやっておられるって言いましたけれども、ずっと、これ、ずっと流用されていますよね。本部に、ほかのところから、マイナス800万の補填に入っています。ですから、一般質問でお答えになったみたいに、各園は独立採算ではやっておられません。

間違わないでください。私は、保育園の市立化に反対しているのではありません。保育園の市立化には賛成しています。でも、この書き方の理由がおかしいので、今、指摘させていただいています。そうやから、ここにこんなことは書くべきではありません。この民生事業協会は、過去もずっとこうしてやりくりしていただいております。ですから、これを理由に経営がやっていかれへんからできないわけじゃないです。だから、こういう書き方はやめていただきたいと思います。返答をお願いします。

○世古福祉保健課参事 こちらの部分につきましても、一般質問の中でもお答えあったかと思うんですけども、基本的な運用は各園での経営が基本となっております。一部、そのように流用の取扱いもありますが、そちらが例外的な取扱いでございます。実際、この赤字の部分も理由の一つとして考えられます。

以上です。

○中村委員 例外的ではありません。ずっとされています。ですから、1年、2年されているんやったら例外的と言ってください。でも、例外的ではないので、そ

の点は間違えないでください。

○山口福祉保健課長　先ほどから言っていますように、園単位で運営していくのが本来の形ではありますが、ここ、もう数年ずっと流用で対応していただいております。現状があります。今後、もっともっと園児数が減っていく中で赤字がさらに増えていく予測が立っておりますので、今回、その9人、児童数が9人という1桁になった時点で、もうこれ以上、運営をしていくのが難しいという判断の下、今後、安定的に運営していくために輪内地区に幼児教育・保育の施設を残すために、今回、このような判断に至ったというわけです。

○中村委員　市民は、そんな説明に納得しないですよ。ひのきっこが1,200万の黒字が出ていて、これ、ここが500万の赤字ですよ。ほんなら、普通に考えたら、それでちゃんと運営できるんですよ。ですから、今、独立採算やっておっしゃるんやったら、本部の赤字800万は、どこから補填するんですか。これ、各保育園から補填されているわけですよ。そういうふうなことが市民がおかしいって思うような書き方は、されへんほうがええって言っているんです。

○南委員長　中村委員さん、民生事業協会の経営の中身については、この場の意見としてはふさわしくないと思いますので御遠慮願いたいと思います。経営の中身については。

○中村委員　これは助成金がたくさん出ている問題なんですよ。ですから、助成金の使い方について市民にちゃんと説明するべきですし、間違っただけを出すべきではありません。ですから、民生事業協会がすごくやっただけでいるというのはよく理解できます。でも、市からの説明がおかしいんじゃないんですかって私は言っているだけであって、中身についてどうこう言っているわけではありません。間違わないでください。

それでは、次へ行きます。

お尋ねします。保育士配置補助金は、紀北町、熊野市では民間に出されていますか、この補助金は。看護師。ごめん、保育士じゃない。看護師配置補助金。

○世古福祉保健課参事　看護師の配置の補助金につきましては、東紀州では尾鷲市だけでございます。

○中村委員　今回、尾鷲市は、やっと市立で保育園をすることになりましたよね。ですから、もし看護師配置補助金を出すのであれば、この看護師は、市立の保育園に置くべきです。民間に置くべきではありません。ほかの市町は置いていないし、公立にこそ置くべきです。そして、ほかの相談に乗ってあげてください。これを民

間に置くこと自体がおかしいです。

○加藤市長　今回、看護師を1名募集して、一応、予算つけさせていただいたのは、これ、参事も言っていますし私もいつもあれしますように、要は、今、保育士の数が非常に要するに募集しても集まらない状況であるし、これだけやっぱり保育園の問題が各地でいろんな問題があれしたときには、やっぱり何といっても子供たちがきちんとやっぱり健全な保育生活をしていくためには、どうしても必要なんですね。中身は、さっき、もう参事からその理由を述べた理由でございます。だから、そのためにも、どうしてももう一人やっぱり要するというようなことで、そうしないと、本当に子供の安全が守れるかどうかということもやっぱり疑問視して、今回、要するに、予算つけさせていただいたというところでございます。

○中村委員　返事になっていませんよ。置くことに反対しているわけでも何でもないんです。置いてください。でも、これを民間の場所に置くべきではないと私は言っているんです。公立の保育園に置いて、民間の人たちの相談に乗ってあげる立場でいいじゃないですか。民間に配置する必要がないんですよ。だって、各民間の保育所に1人ずつ配置できるわけじゃないんやから、その人は公立に置いておくべきです。そして、公立で民間の相談をしてください。

○下村副市長　公立、私立の区別をしておるわけではないんです。尾鷲市の場合は、保育にかける児童の保育は、市、自治体の義務なんです。それを民間が従前から担っていただいておりますということで、保育というのは、そういうものなんです。

○南委員長　これ、2名分ですか。何名。

（「2名分です」と呼ぶ者あり）

○南委員長　2名分ね。

○世古福祉保健課参事　看護師の配置につきましては、やはり現場に必要なということで、今回、2名分ということで上げさせていただきました。

また、別途、嘱託医契約を結んでおられますので、助言等に関しましては、嘱託医と各園のほうで連携取りながら、看護師含めて、そういったところで医療的な相談は、そちらで乗っていただいているところです。

○中村委員　そういう言い方をされたら、ほかの市町で保育士が全く集まらなくて、尾鷲市がたくさん集まっているみたいに聞こえますよね。ほかの市町でしていないことを尾鷲市でするのは結構ですけども、民間のところは、ほかの市町は、民間の保育園に、そういうことは全くしていないんですよ。熊野市も公立の保育園に関して助成金が出ているそうですけれども、民間には出ていませんよね、これだ

け多額なものは。ですから、民間にされていないものを尾鷲市が手厚く手厚くする理由というのが見つからないので、公立のほうに置いてくださいというお願いをしているんですけども。

○世古福祉保健課参事　先ほど、予算説明のほうでもさせていただきましたが、現場のほうでの医療対応に苦慮しておるということで、現場の看護師が必要ということでの判断でございます。それが理由で、現に保育士を離職する理由にも、医療的な対応を現場で保育士が迫られる機会が近年増えてきている、それが負担になって離職するという理由にもなってきているので、今の1人での、今、看護師1名で各7園の現場対応であったり、時には保育士の相談に乗ったりしていただいているような状況です。1名だと、もうそこがきつくなってきたので、やはり2名が必要だということ、今回、2名分を予算計上いたしました。

○中村委員　ということは、これ、病理保育をされているということですか。

○世古福祉保健課参事　病理保育というわけではございませんが、近年では、てんかんをお持ちのお子さんの入園が、最近、散見されています。それが、1か所だけにかかわらず、複数の園に入園することもございます。事前に保護者等とも取決めした上で、このような場合はどのような対応をするということを現場対応するんですけども、でも、とっさの時点で医療的な対応が必要になってくることあると。看護師が駆けつけられるときは看護師が現場へ行っておりますが、それが複数の園になりますと、なかなか1人では対応が難しいということもございます。

あと、発達気になるお子さんの中で多動傾向にある方、加配の保育士がついていたりということもあるんですが、どうしても何らかのけがが生じる機会、大きなけがではないんですけども、そういった機会も若干そういったリスクも増えている傾向にございます。そういったところの対応も含めて、やはり1人の看護師ではなくて、2人目の看護師が必要だということ、今回、このようにさせていただいたところなんです。

○南委員長　他にございませんか。

○中里副委員長　6年度の予算書の105ページの。

○南委員長　105。

○中里副委員長　高等職業訓練促進給付金等事業補助金は、どのぐらい使われていましたかね、前回とか。何名、何世帯分。ごめんなさい。何世帯分、この補助金は使われて。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　高等職業訓練の給付金の補助金なんですけれど

も、4名分、4名、計上しています。

- 中里副委員長 次に、同じ予算書の103ページで児童相談事業なんですけど、これは心理士さんの報酬、報償費だと伺っているんですが、何名分になりますか。
- 世古福祉保健課参事 心理士1名分でございます。
- 中里副委員長 これは、大体、年間というか月というか、何名ぐらいの市民の方が使われているって分かりますか。
- 芝山福祉保健課主幹兼係長 現在も心理士さんによる発達相談をさせていただいておりますが、月に2回、午後からを予定しております、1日の枠が大体3から4でございます。大体、2から3の枠が使われております。
- 中里副委員長 そうしたら、月に10人ちょい使うかなという感じですかね。
- 芝山福祉保健課主幹兼係長 月に2回ですので、6から8人ぐらいです。
- 中里副委員長 これが、実際に結構使う方が多い印象があるんですけど、もう一人増やしたりとかそういう予定は、今のところ、ないですかね。
- 芝山福祉保健課主幹兼係長 今のところ、臨床心理士さん自体が（聴取不能）こともありまして、1人で対応ということで考えております。
- 中里副委員長 ちょっと需要がある部分かなと思うので、ぜひ今後、もう一人いたら、多分、市民の方も助かるかなと思う部分なので、検討をお願いしたいなと思っております。

次に、多子世帯支援事業なんですけど、これは予算書、101ページですね。

やっぱり実際の使えるものがかなり限られているって声はまだあるので、ぜひ今後、もう少しまた広げていただけたらなと思っているところです。

ちょっと市長にこれは要望なんですけど、やっぱりこの多子世帯支援事業って名前になっていますが、今、2人目からも入れていただいて、すごい助かっている声も聞いているんですけど、やっぱり子供を産むという部分がすごいもうハードルが高いところがあると思うので、1人目からぜひ入れていただきたいな、多子世帯って名前じゃなくなるかもしれないですけど、1人目のお子様からこの券が使えるような形がいいなと思っているんですけども。

- 加藤市長 本年度、中里副委員長のほうからの一般質問等々をあれして、多子世帯に対する扶助というようなこともやっぱり非常に重要だということで、今までは第3子以降であったのが第2子まで、今年度はやったと。ちょっと、第1子のこと、ちょっと非常に……。1年前の状況ですと、やはり子供は多くあれればいいんじゃないかと、そのときにもやっぱり保護者の負担というのは大きいから、第2

子までということで何とかしたわけですね。第1子となると、ちょっと、これ、まだ十分考えてはおりません。

ただ、今年度、第2子で月4,000円ですか、今のところ、何か63名の方々が御利用されているというようなことも聞いていますので非常によかったんじゃないかなって思いはあるんですけども、第1子となると、ちょっともう一回改めて考え直さなくちゃならないなと思っています。今現状は、こういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○中里副委員長　ぜひ今後よろしくお願ひします。第1子からも、ぜひ要望したいと思ひます。

次に、子育て世帯訪問支援事業なんですけど、新しい事業ですかね。先ほど、ほかの委員さんも聞いていたんですけど。

○南委員長　何ページですか。

○中里副委員長　103、すみません。

これなんですけど、さっき、回答を聞いていたときに、市民の方が使える具体的な状況がまだ分からなかったのでも少し限定されているのかなと思ったんですけど、もう少し詳しく聞きたいんですけど。

○南委員長　参事、委員長って声かけてもらえんかいな。ちょっと見ておったら、全然分からんときがあるもので。お願ひします。

○世古福祉保健課参事　こちらの事業の対象となる方は、やはり家事や子育てに対して不安や負担を抱えている子育て中の世帯ということで、ある程度、市のほうが、保健師が既に関わっておるとか、子育て支援係のほうが相談業務に関わっているような、何らかの困り事を抱えている世帯で、こういう子育て上の不安、負担を抱えている世帯を対象ということで考えております。

○中里副委員長　となると、何か相談をしている状況がないと、これの支援につないでいただけないような状態ですか。使いたいというときに使えないということですか。

○南委員長　参事、いや、声かけてくれんと、今度から当てませんよ。

○世古福祉保健課参事　すみません。

例えば、レスパイト的な利用ということは想定しておりません。そういった場合、一番近いのはファミリーサポート等で会員になっていただいて相互援助で対応していただければと思いますが、基本的に、子育ての関係での不安とか負担を抱えているそういう世帯の生活改善のために行うものでございます。

○中里副委員長　それ、何か広く周知していくような事業ではないということですかね。

○世古福祉保健課参事　こうした制度があるということの周知は、当然、広く進めていきます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○南委員長　他にございませんか。

○仲委員　95ページの地域支援事業の総合事業なんですけど、一番最後の欄に委託料、一般介護予防事業委託料1,981万9,000円ということで、これ、例年予算計上されているんですけど、再度、この委託料についてのちょっと説明をお願いしたいということと、それから、97ページの先ほど濱中委員も質問がありました新規事業、介護予防自主活動組織支援補助金のこの新しい補助金をつくったという必要性を、まず御説明ください。

○山口福祉保健課長　まず、一般介護予防事業につきましては、交流する機会を高齢者の方も持っていただくという観点と、また、運動することにより心身の向上を図ることを目的として、今、4事業者のほうに委託して、各地域において一般介護予防事業である健康体操等をしていただいております。

介護予防自主活動組織支援補助金につきましては、高齢者の福祉計画でもお話しさせていただいたように、やはり行政だけではなかなか立ち行かない部分も出てきております。先ほど言ったような一般介護予防については事業者へ委託することもあるんですけども、各地域、自主的に活動していただけるグループがあれば、どんどん支援して行って、その輪を尾鷲地域において広げていきたいというところで、活動に伴う講師謝礼であったり、会場を借りるのであればそういった使用料であったり、そういったところに使っていただいて、この自主活動をどんどん支援していきたいという市の思いから、今回、補助金を創設いたしました。

○仲委員　例年の一般介護予防事業委託料というのは4事業所ということで、これは、あれかね、デイサービスへ行かれて、その事業所内で主に体操を行って予防活動するということがあれなんですか。その他、どんな予防事業をやっておるかということと、次に、介護予防自主活動組織支援補助金の、いきなり市民の方に、先ほど説明された65歳以上の方が5名集まって、毎月1回、介護予防をやってくださいよという話ではなかなか難しいと思うんですわ。これは、あくまで予想されているのは、今、現にある組織母体というのは想定された上で、この補助金を組んだということよろしいですか。その2点。

○東福祉保健課主幹　　まず、委託料のことにつきましては、4事業者に委託しております。内容におきましては、座位でする認知症予防だったり、それから、運動機能向上のための体操、口腔ケア等をしていただいている事業所、あるいは、機器を活用しました介護予防事業をしていただいているところ等がございます。デイサービスというよりは一般介護予防ですので、元気な方から要支援にならないためのという形で御参加いただいているのが中心となります。

それから、今年度創設いたしました補助金につきましては、今、委員おっしゃっていただきましたように、多種多様な介護予防を考えたときに、コミュニティーセンターが実施するもの、事業所に委託するもの、それから、身近なところで慣れたコミュニティーの中で参加していけるものというのも大事だと思っております。そうすると、主体的、自主的な組織が大事だと思っております。ただ、その維持、または、これから立ち上げるというときの課題を市民の方に伺っておりますと、例えば、今まで実施していましたが後継者がいなくなってもう実施ができなくなった、あるいは、これから実施したいと思っているが、例えば会場借り上げの手続をどのようにしたらいいのだろうかという、その立ち上げだったり運営というところで困難になっているという方たちの御意見を多く聞かせていただいております。

今回の補助金につきましては、お金を助成させていただくということだけではなく、その企画、運営のところから支援させていただくということを目的に創設を予定させていただいております。

以上です。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○西川委員　　中里副委員長の質問に関して、ちょっと自分で考えておったら訳分からなくなってきたんですけど、101ページのこの多子世帯支援給付費ってありますよね。これは、1子、2子が県外の親元にもう引っ越してしまったと、だけど、3子を尾鷲市で育てているという場合は、これは該当するんですか、該当しないんですか、一つだけ。

○世古福祉保健課参事　　こちらの判断は、住民基本台帳、住民票上での記録で判断しております。

○西川委員　　当然、他県の小学校、中学校に入学するんだったら、籍はありませんよね。籍がなかったら、第3子が生まれておっても、1人ということになるんですよね。

○世古福祉保健課参事 住民票が別になっていれば、そういうことになります。

○西川委員 じゃ、住民票を移したまま他県の小中学校へは入れますか。

○世古福祉保健課参事 何か特別な事情がある場合は、そういった対応も可能となっております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○南委員長 分かりましたか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、当初予算の審査は終了いたしたいと思います。

引き続きまして、次に、議案第21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画と議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画についての説明を2本併せていただきたいと思います。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画について及び議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について御説明させていただきます。

本市の高齢者福祉の基本的な方向性とその施策を示した尾鷲市高齢者保健福祉計画及び本市の障がい福祉サービスに必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定めた尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画がいずれも今年度が最終年度であるため、来年度からの3か年の計画を策定するものでございます。

なお、これまで当委員会でご各計画について、内容の説明やパブリックコメントについて、合わせて2回ほど御説明しておりますが、改めて各計画の概要について課長補佐及び担当係長より御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 申し訳ありませんが、簡単明瞭にお願いをいたします。

○小川福祉保健課長補佐兼係長 それでは、令和6年度から8年度の尾鷲市高齢者保健福祉計画（案）につきまして説明させていただきます。

計画書、1ページの一番下の段落を御覧ください。通知いたします。

まずは、本計画の策定の目的についてです。

本計画は、国などの動向を踏まえ、前計画の理念や方向性を継承しながら、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき姿を総合的かつ体系的に整理するとともに、現在の高齢者福祉サービスのさらなる充実と、新たな課題やニーズに対応できる体制の構築など、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の

最期まで続けることができることを目的として、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間として策定するものでございます。

2ページを御覧ください。

本計画の法的な位置づけとしましては、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定するもので、介護保険法第117条による規定に基づき、紀北広域連合が策定する第9期介護保険事業計画と一体性を保つものであります。

次に、本市の高齢者の状況やアンケート等から見える課題及び今後の施策展開についてです。

本市の高齢化率は、本年9月末で45.8%ですが、令和8年度では47.5%になることが見込まれ、今後、さらに高齢化が進むものと考えられます。

また、国勢調査の結果から、独り暮らしや夫婦2人の高齢者世帯の割合が増加しており、身近に頼る方のいない高齢者が増加しているものと考えられます。

このように、人口減少と高齢化率の上昇、高齢者世帯の増加が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには生活支援サービスの充実を図る必要があり、そのために、高齢者の暮らしを支える地域の担い手を育成することが課題となっています。加えて、アンケート調査結果等から、認知症予防も含めた介護予防や健康づくりへの取組も課題の一つであります。

これらの課題を踏まえ、本計画では、現在の計画に引き続き「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、この基本理念の実現に向け七つの目標を掲げ、施策や事業を展開することで、地域包括ケアシステムのさらなる深化推進を目指してまいります。

なお、基本理念の実現に向けた七つの目標は、地域包括ケア推進のための基盤の整備、生活支援サービスの充実、健康づくりと介護予防の推進、高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援、認知症施策・権利擁護の充実、医療と介護の連携体制の構築、安全安心な生活環境の確保であり、これらの目標を達成するために展開していく主な施策については、本計画の後半部分でそれぞれ現状と課題を整理し、今後の方向性を明記しております。

また、紀北広域連合が策定する第9期介護保険事業計画より主な内容を抜粋して掲載しており、第2期成年後見制度利用促進基本計画も本計画の中に位置づけています。

本計画の最後には、資料編として、計画策定委員会の設置要綱、委員名簿、用語解説等を掲載しております。

以上で尾鷲市高齢者保健福祉計画（案）の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

引き続き、22号。

○林福祉保健課係長 それでは、議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画（案）について御説明いたします。

計画書の1ページを御覧ください。通知します。

第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画の策定の趣旨としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に掲げられている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するために策定するものです。

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定するものであり、障害者基本法に基づき、紀北町と合同で策定する第6期紀北地域障がい者福祉計画との整合性を図りながら策定を行いました。

本計画の対象となる障がい者数は、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数は1,089名、療育手帳所持者数は172名、精神障害者手帳所持者数は117名、精神疾患に係る自立支援医療受給者数は230名となっており、ほぼ横ばいの状態となっております。

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、障がい福祉政策の成果の目標と、障がい者の方が地域で日常生活を営むのに必要なサービスの見込量とその確保について計画いたしました。

主な成果目標としましては、福祉施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と障がい児支援の提供体制の整備などとなります。

障がい福祉サービスの今後の見込量については、紀北地域の福祉サービスと対象者の状況を勘案して策定いたしました障がい者のサービス見込量についてですが、特に共同生活援助、グループホームの見込量については、市内にグループホームが設置されると聞いておりますので、そのことを加味して作成いたしました。

障がい児のサービス見込量については、紀北町と本市が共同で児童発達支援センターの整備を実施することを発表させていただいておりますが、令和7年4月より、

先行して、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業が提供される見込みとなりましたので、そのことを加味して作成いたしました。

最後に、参考資料としまして、用語解説、紀北地域協議会設置要綱、紀北地域協議会委員名簿及び紀北圏域障がい者福祉サービス事業所一覧を掲載しております。

以上で尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画（案）の説明とさせていただきます。

○山口福祉保健課長　以上が議案第21号、22号の各計画に係る説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　特に、議案第21号と議案第22号について、御質疑のある方、御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　今回のこの議決については、皆さん御存じのように議会基本条例の議決事項の中に入れておりますということで、今回、議案上程されていることを御理解お願いいたします。

じゃ、ちょっと、今、係長、市内にグループホームという予定があると説明がございましたけれども、何名収容のグループホームを予定されておるんですか。それだけ、1点。

○林福祉保健課係長　すみません、その定員のことなんですが、まだちょっとお話を伺えていなくて、今、設置をするということで御相談はあったんですが、そのこと以外は御相談を受けておりませんので、大変申し訳ありません、現状としては把握しておりませんが、大体4名以上は確実に配置されると思います。

○南委員長　分かりました。

よろしいですか。

○小川委員　ページ数は分からなかったんですけども、日常支援事業というのがありますよね。今、それで、成年後見人制度を進めておりますけど、その違いについてよく分からんところがあるんですけど、それ、どのようにして、ちょっと教えてもらえませんか。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　日常生活自立支援事業と成年後見制度の部分なんですけれども、日常生活自立支援事業のほうは、認知症等で判断能力が不十分じゃない、そこまで行かない方たちを支援するというので、社協と本人さんで契約をしてもらって援助するというふうな事業となっています。

○小川委員　重くなったら、自分で判断つかなくなってきたら、成年後見人を使

うということなんですけど、成年後見人頼んだ場合、弁護士さんとか、毎月負担金ありますよね、あれは本人負担なんですか。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　　基本的には本人負担にはなるとは思いますが、事情等によっては市で負担したりという場合もございますので。

○小川委員　　ページ数分かったので、74ページの住まいの場の確保ということで、この高齢になってこういう施設へ入る人だけじゃなくて、拒否されるとき、ありますね、賃貸で借りるときに。それは、どのように……。なかなか年行ってくると、家、借りられないという問題もあると思うんですけど、その点の支援策というのは、どのように考えておられるんでしょうか。

○山口福祉保健課長　　住まいについては、いろんな事情がある方はみえるかと思えます。委員、言われるように、なかなか入りにくいという方もみえるかと思うんですけども、市営住宅も、そういった中で一つ候補に上がるかなと思えますので、そこは市も関わって情報提供していきたいと思っております。

○小川委員　　そんな場合、住居確保給付金ですか、それ、使えるんですか。

○山口福祉保健課長　　その場合は適用できないことになっています。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、ないようですので、福祉保健課の審査を全て終了いたします。ありがとうございました。

ここで、10分まで休憩いたします。2時10分まで。

（休憩　午後　1時57分）

（再開　午後　2時06分）

○南委員長　　それでは、少し早いようですけれども、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、環境課。

今日は環境課で終わりたいと思いますので、よろしく御協力をお願いします。

環境課は、予算2件であります。

まず、初めに、議案第16号、令和5年度の補正予算9号の所管の説明をお願いいたします。

○民部環境課長 環境課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第16号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決についてのうち、環境課所管分について、補正予算書に基づき説明いたします。

補正予算書30、31ページを御覧ください。

歳出予算であります。いずれも年度内の最終所要見込みを精査し、必要な補正減を行うものであります。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥収集費につきまして、629万円の補正減であります。

これは、指定ごみ袋製造運搬業務委託の入札差金によるものであります。

続きまして、同じく、4款2項3目の塵芥処理施設費2,854万円の減額であります。

この主な要因は、清掃工場での薬剤費、燃料費等の需用費が予想を下回ったことにより801万7,000円の減と、33ページにかけての可燃ごみと資源ごみ処理に係る各種業務委託の減が781万5,000円、加えまして、工事請負費1,061万5,000円の入札差金によるものであります。

広域ごみ処理施設整備事業の188万9,000円の減額は、東紀州環境施設組合におきまして派遣職員人件費の減額、そして、財務処理書類作成委託の入札差金の合計773万4,000円の減額補正のうち、尾鷲市への返還分であります。

続きまして、予算書8ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。このうち、2段目の指定ごみ袋保管配送業務委託は、入札の結果、限度額を17万3,000円減額するものであります。

補正予算の説明は以上であります。御審議いただき、御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

5年度の補正9号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、引き続きまして、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてを説明をお願いいたします。

○民部環境課長 よろしく申し上げます。

それでは、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、

環境課に関する内容につきまして、予算書等に基づき説明させていただきます。

予算書の22、23ページを御覧ください。

まず、歳入について説明いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料のうち、環境課分は、1節の清掃使用料3万2,000円であります。これは、クリーンセンター内の電柱敷地分と清掃工場内に設置しています携帯電話基地局の敷地使用料であります。

次に、予算書24、25ページを御覧ください。

2項手数料、2目衛生手数料の本年度予算額は7,024万円で、前年度予算額と比べまして47万円の減であります。

説明欄を御覧ください。

このうち、3節畜犬関係手数料を除く環境課所管分について、内訳を説明いたします。

1節清掃工場持込処理手数料1,380万円であります。これは、前年度の持込量などを参考に算出計上しております。

2節し尿処理手数料3,074万3,000円。内訳は、説明欄のとおり現年度分と過年度分の合計でありまして、前年度実績等から算出計上しております。

4節動物専用焼却場使用手数料は20万5,000円。過去の実績から、犬90匹分、猫70匹分を算出計上しております。

5節衛生関係許可手数料は1万3,000円であります。これは、一般廃棄物処理業に係る許可更新手数料であります。

6節塵芥収集手数料2,499万9,000円は、指定ごみ袋販売による収入であります。これは、前年度実績等を基に算出計上いたしました。

次に、予算書26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、本年度予算額516万7,000円のうち、1節保健費補助金を除く、環境課所管分について内訳を申し上げます。

説明欄を御覧ください。

環境課分は、2節環境衛生費補助金で、浄化槽設置整備事業補助金413万2,000円であります。これは、公共水域の保全を目的としたもので、新築22件、転換15件、これに伴う撤去配管15件分であります。

続きまして、予算書28から31ページにかけてであります。

15款県支出金、2項県補助金、ここから30ページです、3目衛生費県補助金

565万5,000円、このうち、環境課に係るものは、2節環境衛生費補助金409万5,000円であります。これは、浄化槽設置整備事業及び、歳出のほうで説明させていただきますが、令和6年度に新設させていただきました太陽光発電設備設置に対する補助金のうち、県費分であります。

次に、予算書36から39ページにかけてであります。

20款諸収入、5項1目雑入のうち、環境課に係る予算は、39ページの4節衛生費雑入の資源化物売払収入278万2,000円であります。これは、発泡スチロール、新聞紙、段ボールなどの紙類や飲料缶、空き缶などの金属類等資源化物の売払収入であります。

歳入につきましては以上であります。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書の116、117ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の本年度予算額は1億3,687万3,000円であります。

財源内訳は、廃棄物処理許可更新料の1万3,000円以外、全て一般財源となっております。

事業別に申し上げます。

117ページの説明欄の下のほうですが、清掃一般総務費を御覧ください。

まず、清掃一般総務費322万9,000円です。この経費は、環境課事務所、クリンクルセンターの事務所経費などの総務的な経費で、前年度当初予算に比べ19万円の増額であります。その要因であります。電気料金の高騰などによるものであります。

主な費用は、需用費の222万4,000円、これはごみ収集予定カレンダー印刷製本費や光熱水費などが主なものであります。

次に、予算書118ページ、119ページを御覧ください。

119ページ中段の環境美化推進事業につきましては、担当補佐から説明いたさせます。

○北村環境課長補佐兼係長 予算書の119ページを御覧ください。

環境美化推進事業84万1,000円、前年度当初予算に比べ4万6,000円の増額となっております。

増額の主な要因としては、新規に不法投棄（タイヤ）処理手数料を計上したためであります。

主要施策の予算概要 33 ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、不法投棄の防止パトロールや不法投棄物の撤去、環境美化啓発活動に取り組んでおり、財源内訳は、全て一般財源となっております。

予算書 119 ページにお戻りください。

説明欄を御覧ください。内訳を申し上げます。

需用費 77 万 1,000 円につきましては、不法投棄の啓発看板等の消耗品 39 万 1,000 円と、不法投棄パトロール用車両の燃料費、修繕費であります。役務費の 7 万円は、不法投棄された家電 4 品目と先ほど説明しましたタイヤに関わる処理手数料であります。

説明は以上であります。

- 民部環境課長 次に、2 目塵芥収集費であります。本年度予算額は 1 億 3,922 万 1,000 円で、前年度予算額と比較しまして 119 万 3,000 円の増であります。財源内訳は、その他特定財源が 2,474 万 4,000 円、一般財源が 1 億 1,447 万 7,000 円であります。

内容は、事業別に担当補佐及び係長から説明いたさせます。

- 北村環境課長補佐兼係長 予算書 119 ページの説明欄を御覧ください。

ごみ収集費であります。

ごみ収集費予算額 5,975 万 4,000 円で、前年度当初予算に比べ 50 万 4,000 円増額となりました。

この主な要因は、ごみ袋製造業委託料の増額及び貸出しパッカー車修繕費が増額されたためです。

主要施策の予算概要の 34 ページを御覧ください。

事業目的、内容欄のとおり、本事業は可燃ごみの円滑な収集のため行う事業で、主な内容は収集運搬業務やふれあい収集の実施、指定ごみ袋の製造業務委託などを行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として 2,474 万 4,000 円の指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料を充当しております。

なお、歳入予算、塵芥収集手数料 2,499 万 9,000 円との差額 25 万 5,000 円につきましては、環境保全対策資材購入費へ充当しております。

続きまして、委員会資料、資料 1、1 ページを御覧ください。

指定ごみ袋製造委託についての参考資料であります。

指定ごみ袋の令和 6 年 1 月末現在の在庫箱数及び月平均使用箱数は御覧のとおり

となっております。

以上の各指定ごみ袋の在庫箱数と月平均使用箱数から、令和6年度の予算箱数を算出したものが下段の表となっております。

御覧のとおり、45リットルを760箱、30リットルを650箱、15リットルを390箱、10リットルを100箱の製造を予定しており、予算としては1,292万1,000円を計上しております。

製造は、令和6年6月から7月までを予定しております。

次に、委員会資料、資料1の2ページを御覧ください。

ここには市が収集した可燃ごみ量の推移を記載させていただいております。下段の表を御覧ください。

令和5年4月から令和6年1月までの可燃ごみ収集量は約2,867.31トンで、前年比171.52トンの減となりました。

予算書119ページにお戻りください。

ごみ収集費の内訳を申し上げます。

需用費187万円は、車検等による車両6台の修繕料146万5,000円が主なものであります。

役務費16万6,000円は、車検に関わる手数料と自賠責保険料が主なものであります。委託料5,756万8,000円の内訳は、可燃ごみ収集運搬業務委託料4,230万4,000円、指定ごみ袋製造運搬業務委託料1,292万1,000円、指定ごみ袋保管配送業務委託料234万3,000円であります。

ごみ収集費の説明は以上であります。

○若林環境課係長　　続きます、資源ごみ収集費であります。

資源ごみ収集費は7,946万7,000円で、前年度当初予算額と比較して68万9,000円増額となりました。

増額の主な要因は、資源収集に係る資源収集貸出車両修繕料、全12台のうち、初年度登録から13年目の車両2台、12年目の車両3台を保有しており、昨年度、故障による修繕の実績から、エンジン等の不具合による不測の事態による修繕に対応するためであります。

事業内容につきましては、主要施策の予算概要35ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、資源ごみの適正な収集、再資源化のために、適正な収集業務の委託や分別の啓発などを行っております。

財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

予算書 119 ページにお戻りください。

説明欄、資源ごみ収集費を御覧ください。

主な内訳を申し上げます。

需用費 193 万 2,000 円については、先ほど申し上げた資源収集に要する消耗品 60 万円に加えて、収集車両 12 台の修繕料 133 万 2,000 円となっております。委託料 7,686 万 3,000 円は、資源ごみ収集運搬業務委託料であります。

説明は以上です。

○民部環境課長 予算書 120、121 ページを御覧ください。

続きまして、3 目塵芥処理施設費であります。

塵芥処理施設費の本年度予算額は 3 億 2,064 万 5,000 円で、前年度予算額との比較では 572 万 1,000 円の増であります。この増額の主な要因であります。ごみ処理費、資源ごみ処理費は前年度より減額となっておりますが、東紀州環境施設組合負担金の中電からの土地購入及び野球場解体費用により、前年度より 2,897 万 1,000 円増額したことによるものであります。

財源内訳は、その他特定財源が 1,678 万 8,000 円、一般財源が 3 億 385 万 7,000 円であります。

その他特定財源の内訳は、都市計画事業基金繰入金や清掃工場への持込処理手数料、資源化物売却収入などであります。

事業別の詳細は、担当係長及び担当主幹のほうから説明いたさせます。

○若林環境課係長 説明欄を御覧ください。ごみ処理費であります。

ごみ処理費は 2 億 2,775 万 7,000 円で、前年度当初予算額と比較して 1,087 万 3,000 円の減額となりました。

減額の主な要因は、清掃工場の工事費用の減額によるものであります。

事業内容を説明いたします。

主要施策の予算概要 36 ページを御覧ください。

事業目的、内容のとおり、一般廃棄物を適正処理するため清掃工場の適切な運営、維持管理を行うため、残渣の処分や点検業務や必要な補修工事を行うものであります。

令和 6 年度の工事は、2 号バグフィルタ補修及びろ布交換工事、灰バンカー本体・鉄骨・バルブスタンド補修工事、No. 3 集塵ダストコンベヤ更新工事、No. 2 集塵ダストコンベヤ更新工事の 4 本の工事を予定しております。

委員会資料 3 ページを御覧ください。

令和 6 年度の工事費に関する資料であります。

まず、2号バグフィルタ補修及びろ布交換工事は、予算額 6,820 万円で、施工期間 120 日程度の予定であります。

本市の清掃工場施設のダイオキシン等を補修するバグフィルタ内のろ布の使用耐用年数が経過するとともに、機械設備全体の定期的な補修が必要なため、バグフィルタの補修及びろ布交換工事を実施します。

次に、委員会資料 4 ページを御覧ください。

灰バンカー本体・鉄骨・バルブスタンド補修工事であります。

予算額 930 万 3,000 円で、施工期間 60 日程度の予定であります。

灰バンカー本体、油圧機器、建屋鉄骨等が経年劣化による腐食が進行しており、一時的に修繕にて対応し使用している状態です。さらに腐食が進み機械設備に支障を来すと、ごみ焼却運転停止につながることから、本工事を実施します。

次に、委員会資料 5 ページを御覧ください。

N o . 3 集塵ダストコンベヤ更新工事であります。

予算額 789 万 5,000 円で、施工期間 180 日程度の予定であります。

ダストコンベヤ設備の設置から約 20 年が経過し、コンベヤの経年劣化による腐食及びダストコンベヤの灰の固着等により、近年、頻繁に故障が発生し、ごみ焼却運転に支障を来していることから、更新工事を行うものであります。

次に、委員会資料 6 ページを御覧ください。

N o . 2 集塵ダストコンベヤ更新工事であります。

予算額 2,152 万 2,000 円で、施工期間 180 日程度の予定であります。

N o . 2 集塵ダストコンベヤにつきましても、先ほど御説明させていただいた N o . 3 ダストコンベヤ更新工事同様に更新工事を行うものであります。

主要施策の予算概要 36 ページにお戻りください。

財源内訳は、清掃工場持込処理手数料 1,380 万円、都市計画事業基金繰入金 1,000 円のその他特定財源のほか、一般財源 2 億 1,395 万 6,000 円であります。

予算書 121 ページにお戻りください。

ごみ処理費の主な内訳を申し上げます。

需用費 4,884 万 2,000 円、内訳は、ダイオキシン類除去用活性炭と排ガス処理用消石灰など清掃工場の消耗品が 789 万 8,000 円、同じく燃料費が 27

6万3,000円、同じく清掃工場の電気料金3,240万円、清掃工場の各種機器類の修繕料が537万1,000円であります。

委託料7,018万3,000円につきましては、例年必要とされる焼却残渣処分業務委託や清掃工場施設点検業務委託など、清掃工場の稼働のために必要な業務委託8本であります。

工事請負費の1億771万円につきましては、先ほど説明した清掃工場の性能保持のために、機能回復を目的とした補修工事であります。

次に、資源ごみ処理費であります。

資源ごみ処理費は4,226万5,000円で、前年度当初予算額に比較して434万1,000円の減であります。

事業概要の説明をいたします。

事業の目的、内容欄のとおり、資源ごみを適正に中間処理し、再資源化を促進するもので、瓶類、廃家電、ペットボトルなど、資源ごみの細分化作業を行い、有価物を抽出して再資源化を行う内容であります。

財源内訳は、その他特定財源278万2,000円は、主に鉄類や紙類の引渡しで得られる資源化物売却収入で、その他は一般財源であります。

予算書121、123ページにお戻りください。

主な予算内訳を申し上げます。

需用費の193万3,000円は、分別作業後、搬出用に梱包するペットボトル減溶機用結束ひもや搬送用ボックス等の消耗品費に99万8,000円、工場内の作業車両であるフォークリフト、ホイールローダー等の燃料費に39万6,000円、工場内の作業車及び分別に係る設備等の修繕料に53万9,000円です。

次に、委託料3,916万4,000円は、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料1,227万6,000円など、資源ごみの再資源化等に係る業務委託料であります。

負担金、補助及び交付金の105万円は、伊賀市への環境保全負担金で、焼却残渣、廃家電など1,050トンの処分に係る負担金であります。

死亡動物処理費69万6,000円につきましては、死亡動物の回収や焼却処理に係る需用費で、65万8,000円のうち、燃料費40万8,000円や、死亡動物回収用軽トラックや動物専用炉の修繕料12万4,000円が主なものであります。

委員会資料7ページを御覧ください。

これは、清掃工場の来年度工事予定の位置図であり、先ほど説明のと通りの全部で4本の工事場所を示している資料であります。

説明は以上です。

○中川環境課主幹兼係長 次に、予算書123ページを御覧ください。

中段辺りの広域ごみ処理施設整備事業についてであります。

東紀州環境施設組合負担金は4,992万7,000円となっております。こちらの算出根拠は、令和6年度東紀州環境施設組合の当初予算額2億691万円から、循環型社会形成推進交付金などを差し引いた2億439万7,000円が5市町の負担金となり、負担割合につきましては、均等割及び令和2年度国勢調査などの人口割などで計算されており、尾鷲市の負担額は、先ほど申し上げたとおり4,992万7,000円となっております。

以上で説明になります。

○民部環境課長 続きまして、4款衛生費、2項清掃費、4目し尿処理費の本年度予算額は1億9,216万1,000円で、前年度予算額と比較しまして248万5,000円の増となっております。

財源内訳は、その他特定財源としまして、し尿処理手数料の3,045万7,000円を充当しており、残りは一般財源であります。

事業別の内訳は、担当補佐から説明いたさせます。

○北村環境課長補佐兼係長 まず、し尿収集費であります。し尿収集費は、予算額901万1,000円で、前年度当初予算と比べて249万3,000円の増となっております。

増加の主な要因は、所有しているバキューム車4台は、8年から13年経過しておりますが、今回、そのうちの1台においてエンジン載せ替え修繕約280万を計上しているところによるものです。

内訳を申し上げます。

需用費の878万5,000円は、サクトホース金具ベルト等の消耗品に181万9,000円、車両5台分の燃料費に182万2,000円、車検等の修繕料のほか、先ほど説明したエンジン載せ替え修繕に280万など、計494万円であります。

次に、クリーンセンター運転管理費であります。クリーンセンター運転管理費は1億8,315万円で、前年度当初予算額と同額であります。

事業概要につきましては、主要施策の予算概要38ページを御覧ください。

事業目的、内容欄のとおり、し尿・浄化槽汚泥の適正管理を行うために、クリーンセンターの運営管理業務であります施設の維持管理について、複数年の運営管理業務委託を行っております。

財源内訳につきましては、その他特定財源として、し尿処理手数料3,045万7,000円のほかは一般財源1億5,269万3,000円であります。

予算書123ページにお戻りください。

事業費の内訳を申し上げます。委託料1億8,315万は、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料1億7,820万円と包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託料495万円であります。

委員会資料、資料3、8ページを御覧ください。

8ページ、受入・貯留設備におきまして、主なものとしまして、写真のような破碎消耗部品など、部品取替えを行います。

10ページ、下の部分の前凝集分離設備におきましては、攪拌ポンプの部品取替えを行う予定であります。

続きまして、13ページの主処理設備におきましては、膜処理水槽循環ポンプの電動機が絶縁抵抗の低下傾向が見られるため、更新のための機器購入を行います。

そして、14ページの高度処理設備におきましては、分解整備を行って、部品取替えを行う予定であります。

15ページの脱臭設備におきましては、酸循環ポンプ、アルカリ循環ポンプ、アルカリ触媒循環ポンプの機器更新を行います。

17ページの計装設備におきましては、受入監視室に監視モニタの増設を行います。

18ページの処理水槽においては、槽内に残留しました砂、砂利、残渣、異物の除去を行うためにダンパー車で吸引して、その処分を行います。

同じく、18ページ、その他におきましては、天井クレーンの年次点検を行って、そのほか、空調機の洗浄、消耗部品の取替え、点検を行います。

20ページ以降は、汚泥乾燥焼却設備、焼却炉、焼却バーナ等の分解をして整備を行います。

簡単ではありますが、説明は以上であります。

○民部環境課長　　続きまして、4款衛生費、3項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。

本年度予算額5,248万3,000円で、前年度当初予算額と比較しまして13

万8,000円の増であります。

事業別の詳細は、担当主幹から説明いたさせます。

○中川環境課主幹兼係長 環境学習・啓発事業について説明させていただきます。

予算額は19万6,000円で、予算内訳は、環境美化に係る費用や尾鷲中学校の生徒と行う水生生物調査などに係る需要費が主なものであります。

説明は以上です。

○民部環境課長 次に、2目環境調査対策費であります。

環境調査対策費は、予算額1,913万5,000円で、前年度と比べまして208万9,000円の減であります。

財源は、国県支出金656万9,000円のほかは一般財源であります。

事業別の詳細は、担当主幹から説明いたさせます。

○中川環境課主幹兼係長 説明欄を御覧ください。

環境調査対策事業であります。予算額は668万1,000円で、前年度予算額と比較して141万7,000円の増額であります。

主要施策の予算概要39ページを御覧ください。

環境調査対策事業につきましては、市民の快適な生活環境の維持・保全を図ることを目的として、公共用水域や一般大気環境などの実態調査のほか、環境基準適合状況の把握のための騒音、振動測定を年1回と、中間処理施設に対する立入調査を年4回実施いたします。

財源内訳は、全て一般財源であります。

予算書125ページにお戻りください。

環境調査対策事業の主な予算について御説明いたします。

需用費118万8,000円は、環境調査用試薬、器具や図書追録等の消耗品費が77万7,000円、燃料費の7万3,000円は、分析に使用するプロパンガス代を計上しております。光熱水費は、大気測定局と電気代18万8,000円、修繕料は、分析測定機器の修繕費15万円を計上しております。

役務費の173万2,000円は、賀田採石に係る降下ばいじんに測定手数料等に係る発生源特定調査手数料の127万8,000円が主なものとなっております。

委託料の355万9,000円につきましては、賀田局と三木里局の大気測定機器定期点検業務に係る委託料と、5年に一度の自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務委託料を計上しております。

使用料及び賃借料の17万1,000円は、北川水辺空間再生施設の土地借上料

9万6,000円と、海域底質調査5回分の船舶借上料7万5,000円を計上しております。

次に、浄化槽普及促進事業であります。予算額は1,245万4,000円で、前年度当初予算額と比較して350万6,000円の減額であります。

主要施策の予算概要40ページを御覧ください。

事業の目的は内容欄のとおりで、家庭からの生活雑排水による水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽の設置を推進するものでございます。

事業の内容としましては、市内の住宅における単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換及び住宅新築時の合併処理浄化槽設置の促進を図ることとしております。設置基数については、新設22基、転換15基を見込んでおります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が413万2,000円、県支出金が243万7,000円、一般財源が588万5,000円となっております。

説明は以上であります。

○民部環境課長 4款衛生費、3項環境衛生費、6目廃棄物政策費の本年度予算額は210万2,000円であります。前年度当初予算額と比較しまして182万4,000円の増であります。

事業内容につきましては、担当主幹から説明いたさせます。

○中川環境課主幹兼係長 それでは、環境保全対策事業について御説明いたします。

中段やや下辺りの環境保全対策事業を御覧ください。

需要費は、書籍代として2万3,000円、負担金、補助及び交付金として、電動生ごみ処理機5基分、生ごみ処理容器3基分、ガーデンシュレッダー3基分の環境保全対策資材購入費補助金として25万5,000円を計上しております。

また、令和6年度から新たに太陽光発電設備等設置費補助金を創設し、182万4,000円を計上しております。

この太陽光発電設備等設置費補助金については、資料4ページにおいて説明させていただきます。

資料4を御覧ください。

まず、補助金の目的ですが、尾鷲市内の自らが所有し居住する住宅の屋根などに太陽光発電設備等を設置する方に対し補助金を交付することで、再生可能エネルギーの利用促進、温室効果ガスの排出削減を図ることとしています。

次に、補助対象経費ですが、補助の対象となる経費は、太陽光発電設備及び蓄電池（定置用）に係る購入費用及び設置に係る工事費用が対象となります。ただし、蓄電池のみの補助申請は対象外となります。

次に、補助対象者ですが、尾鷲市内の自らが所有し居住する住宅の屋根に設置する方に対し、住宅1戸につき1回、かつ、交付対象者1人につき1回を限度として補助金を交付いたします。

次に、補助上限額ですが、太陽光発電につきましては、1キロワット当たり7万円で、5キロワットを上限とします。つまり、35万円が限度額となります。

蓄電池につきましては、蓄電池の価格1キロワットアワーで15万5,000円以下のもので5キロワットアワーを上限とし、その金額から3分の1を乗じた金額を上限とします。つまり、15万5,000円掛ける5キロワットアワー掛ける3分の1で、25万8,000円が限度額となります。

次に、財源であります。先ほど説明させていただいた上限額、太陽光発電設備35万円と蓄電池25万8,000円を合わせた60万8,000円の3基分である182万4,000円を当初予算に計上させていただきました。

なお、財源内訳につきましては、三重県から165万8,000円の支出金があり、18万9,000円が市の負担金となります。

なお、5月の広報等に詳細等を掲載する予定でございますので、応募者多数の場合は抽せんを考えております。

説明は以上です。

○民部環境課長 予算書の10ページをお願いします。

第2表の債務負担行為を御覧ください。

下から4段目のごみ収集車購入費、期間が令和7年度、限度額が935万円であります。

この計上理由は、当該可燃ごみ収集車が初年度登録から23年経過しており、劣化による修繕費がかさんでおります。このことから買換えを行いたいための計上であります。

以上が環境課に関する令和6年度尾鷲市一般会計予算の説明です。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 125ページの環境調査対策事業の中の委託料、自動車騒音に係る

ところなんですけれども、この自動車騒音の対象となる場所って、固定されておるんですか。

○民部環境課長 尾鷲市の幹線道路2か所となります。それで、そこで24時間測定を行いまして、国に報告することになっております。

(「場所、どこ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 いやいや、言うてもらわな。

○大川環境課主査 先ほどの質問の場所なんですけれども、一つが42号線沿いになります。それと、もう一つが、尾鷲駅から港までの停車場線、その途中の朝日町の交差点のところになるんですけれども、一応、その2か所の測定となっております。

以上です。

○濱中委員 これの騒音基準ありますよね。今までにそれに抵触するような事例はあったのかと、その基準を少し説明いただければと思うんですけど。

○大川環境課主査 一応、この基準は、要請限度という基準がありまして、その基準を超えると、一応、市町から国に対して対策してもらったりする値なんですけれども、一応、今まで計2回測定したんですけれども、それを越えたことはありません。

○濱中委員 もう一点、これは、ちょっともう単純な疑問なんですけれども、129ページ。この太陽光発電設備のこの補助金の項目なんですけれども、この目の廃棄物政策費のところにあるのが、ぴんと来んですけれども、目にこれに該当するところがなくて、ここに置かれたのかなという気はするんですけれども、再生エネルギーの辺りとかそういうのが環境保全で、この廃棄物の資材の購入は廃棄物のところかなとは思ってますけれども、太陽光発電設備というのが、この廃棄物のところに……。別にこだわることはないですか、どうですか。ちょっと予算の目に、ちょっとぴんと来んなという気がしたんですけれども。

○民部環境課長 委員さん、言われるとおりもありますけど、今回のこの太陽光発電、この補助、新設した前段階が、去年まで、うち、尾鷲市環境基本計画を立てていまして、去年までは生活環境であったり、自然環境であったり、循環型社会であったり、教育環境があって、今回、第3次で立てたのに、プラスして脱炭素も加えました。それで、脱炭素の中で、確かに、この目のところがちょっと違うんじゃないかというのを思うんですけど、こっち側のこの説明の欄の環境保全というところで、ここにちょっと落とし込ましてもらったわけです。

○濱中委員　　もう理解いたします。

それで、太陽光発電に関しましては、パネル設置に関する条例が、県条例があったり、市の規則があったりすると思うんですけども、この事業に関しては、その条例の対象とは関係ないところで考えればよろしいですか。

○民部環境課長　　委員さん、言われるとおりで、県の立てているもの、ガイドラインのことだと思うんですけど、そのガイドラインに対しては、野立てといいますか、環境の中にどんと立てたりとかして環境に影響を及ぼすだろうというのを対象にしまして、それプラス、建物は対象としないんです。今回のこの補助の関係に関しましては建物についてですので、特に接触しないというか。それでも、今回のこちらのワット数は少ないんですけど、県のは50キロワット以上が対象になるんですけど、それ以外につきましても、どうしても私もある場合もあるので、太陽光を設置する場合に環境に対してちゃんと考えながら設置していただきたいので、うちも、そのガイドラインについては、今、策定中であります。

○濱中委員　　すみません、この太陽光の発電のこのパネル、もちろん建物につけるにしても、これ、いずれ廃棄するときに来るんですよね。これの廃棄の方法を、まず、ちょっと聞いておきたいなと思うんですけども。

○民部環境課長　　この太陽光パネル、耐用年数がほぼ17年ぐらいあるんです。17年超えてからは、本来なら、市の補助ということで市で処理も考えたんですけど、うちのその清掃工場で処理困難物に指定されていまして、今回のこのうちの補助金の新設した要領の中にも書いてあるんですけど、市では、まず、廃棄物、困難になっていますので、設置してくれた業者さんに処理をお願いしていただきという旨を記載してあります。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　他にございませんか。

○中村委員　　予算と関係ないんですけど、ちょっとその他でいいですか。

○南委員長　　その他の分は最後のほうでお願いします。

○西川委員　　今回の予算、ちょっと見ておって気になったんですけど、以前の不法投棄地、今、パトロールはやっておるんですけど、不法投棄されたごみを重機を使って、かなり大規模に、修繕を超えん程度の10万以下ので年に数回やられておった記憶があるんですけど、今は、もうそういう事業は、予算はつけてこないんですか。

○民部環境課長　　委員さん、おっしゃるような、ちょっと十数年前に、ちょっと

道ののり面のところをやったのは僕も知っています。今、最近は、その予算、つけておりません。

○西川委員 いや、あの草刈りやるのに非常に邪魔なところとか、逆に、今の時期だったら草が生えていないから簡単にひらえるなどと思って。ごみのごみを呼ぶやつやから、もし予算つけていないのに、あそこのごみ取れってなると、結構、ボランティアも集まりにくいんでね、今、また、そこも検討しておいてください。

○民部環境課長 もし、そういうところがありましたら、一報、環境課へ頂きたいんです。うちで見に行って、委員さん、言われるように、ごみのごみを呼ぶので、ずっと放りっ放しもちよっといかなものかと思imasるので検討させていただきたいので、そのとき、場所とかまた教えてください。お願いします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、中村委員。

○中村委員 今の不法投棄のごみというのは、ごみ袋有料化のときに、それに使うというふうな一文は、なかったでしょうか。

○南委員長 ごみ袋の無料ですか。

○中村委員 有料化したときに、不法投棄の監視とかにその売上げを使っていて環境美化に充てるみたいな一文があったような気が。違いましたか。

○南委員長 それは私のほうから。

当然、有料化にするときに、言うたら、ごみ袋販売の利益が今回も2,300万ぐらい収入として上がっておって、できる限り、その上りの部分で市民にごみに関係することで何とか還元してほしいという、議会のほうではかなりその要望があったんですけども、なかなか目に見えていない、現実的に、その還元方法が。そこら辺をちょっと明確に。

○民部環境課長 今の塵芥のそのごみ袋の収入なんですけど、その充当先として、今、ちょっとやっているのが、ごみ収集費でありまして、ごみ袋製造であったり、ごみ袋の保管であったり、そこにちょっと充当させてもらってありまして、不法投棄の環境美化に対して、ちょっと充当、今のところ、されていないんですけど……。

(「生ごみ処理機とかは」と呼ぶ者あり)

○民部環境課長 すみません。それでもう一つ、生ごみ処理機も充当させてもらっています。

○中村委員 それと、ちょっと、市長にお伺いしたいんですけども、今回も、

ストックヤードが、またいろいろ問題になってくると思うんですけども、去年、おととしの時点で小原野がもう返還されるって分かっていて、この前みたいにあんなにきれいに造成されて返ってくるのが、もう去年、おととしの時点で分かっていたはずなのに、どうして今の場所に環境調査をやってしまったのかというところをお聞きしたいんですけども。

もう分かっていたよね、2年前に、返ってくるのが。

(「2年前、分からんで、それは」と呼ぶ者あり)

○加藤市長 広域ごみ処理施設の建設場所をどうするかということについては、平成24年から5市町で協議をされているという話は伺いました。そういった中で、ちょうど私が市長になったのが平成29年の7月でございました。それまでに、その5年間、どの場所にするか、尾鷲市を候補地としてやるというようなことが、その方向で進んでいたようでございます。

それを、要するに、その後、私が市長に就任して、当初から議会のほうでも、広域ごみ処理施設の場所を市長早く決めてくれやというようなそういう状況の中で、いろいろ私も関係部署と共にやっていたんですけども、私の範疇の中で、小原野に広域の建設予定地にするというそういう案は、私の中では一切ございませんでした。そういうサジェスションもございませんでした。

○中村委員 いや、そのときになかったのは分かるんですよ。でも、2年前にあそこが、広域ごみって、上水道も要らん、電気だけあったらええ、おまけに、広域的にストックヤードもちゃんとできる、それで、高規格道路から入っていけるといい好条件が2年前に分かっていた時点で、もう一回考え直せる時期があったんじゃないんですかってお伺いして、何でその浸水域の中電からひっくり返って野球場に行ったときに、もう一回考え直して、もっと適地に行かへんかったんかなというのを伺いして、その考えがなかったじゃなくて、どうして、そのところを誰もというのか、平成24年時点では最有力候補とされていたにもかかわらず消されちゃったのかというところをお伺いしているんです。

○下村副市長 高規格道路からパッカー車だけの出入りというのは、とてもじゃないけど国交省のほうから許可も出ないと。それと、光ヶ丘の住宅街をパッカー車が何十台も通るといことも、ちょっと考えられない。

あと、小原野用地につきまして、面積がありますけど細長い土地でございまして、やはりそういう施設を建設となると、かなり制約があるということだったと思います。

○中村委員　高規格の建物を建てるとなると、別に、あそこのインターは、もともと古いインターとして計画されていたので、そこもできないんじゃないかとできたとお思いますし、平べったい土地というのも、これだけ焼却炉がちっちゃくなってきたら、別にきつと並び方に入るんやと思うんですよ。そうやから、それを全く勘案せんと出来へん出来へんじゃないかと、最大限できる努力をしてはったら、上水道の取水口200メートルのところに造るようなばかなことをせんかってよかったん違うんかなと思っただけです。

○南委員長　分かりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　よろしいですか。

○仲委員　36ページの予算概要なんですけど、多分、この今回の工事請負費については、令和4年12月の施設保持の修繕計画、バグフィルタなんか、そうだと思うんですわ。そのとおりに、ほぼそのとおりの計画だと思うんですけど、予定どおり行くと10年に新処理場できますね。あと6年やったら、4年ですね。10年かかると。少しでも工事請負費をうまいこと計画するということで、その令和4年の計画を再度作り直して、例えば、2号機あるのを、直前ではもう1号機で行って、何かあったときの予備にしていくというような組立ての中では工事費は何とか削れないかという思惑があるんですけど、そこらは何も考えていないですか。

○民部環境課長　修繕計画に関しまして、都市計画も関わってきまして、その都市計画に沿った修繕計画が平成30年から令和5年度も立ててありました。そのときの広域ごみ処理の開業から大分先延ばしになったということで、去年、その修繕計画を変更しまして、平成30年度から令和5年度のを令和8年度まで延長しました。その延長する中で、これ、令和10年度が供用開始ですので、広域、9年度は何とか乗り越えようということで、8年度までで最小限の工事内容に変更しました。

○南委員長　よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、環境課の付託案件、全て終了いたします。ありがとうございました。

本日はこれにて散会をいたします。

明日は水産農林課から始めますので、よろしく願いいたします。御苦労さまでございました。

(午後 3時02分 閉会)